

第八十四回国 参議院外務委員会會議錄第二号

昭和五十三年二月十六日(木曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

十二月二十日

辞任 亀井 久興君

補欠選任 加藤 武徳君

十二月二十一日

辞任 加藤 武徳君

補欠選任 亀井 久興君

川村 清一君

阿具根 登君

十二月二十二日

辞任 阿具根 登君

補欠選任 田中寿美子君

福間 知之君

和田 静夫君

一月二十日

辞任 和田 静夫君

補欠選任 高杉 勉忠君

一月二十一日

辞任 高杉 勉忠君

補欠選任 上田 哲君

一月二十五日

辞任 上原 正吉君

補欠選任 徳永 正利君

一月二十六日

辞任 原 文兵衛君

補欠選任 鳩山威一郎君

二月十四日

辞任 矢追 秀彦君

補欠選任 多田 省吾君

二月十五日

辞任 多田 省吾君

補欠選任 矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

安孫子藤吉君

鳩山威一郎君

戸叶 武君

渋谷 邦彦君

委員

大鷹 淑子君

徳永 正利君

永野 厳雄君

秦野 章君

町村 金五君

三善 信二君

小野 明君

田中寿美子君

矢追 秀彦君

立木 洋君

和田 春生君

田 英夫君

國務大臣

外務大臣

園田 直君

政府委員

内閣法制局長官

防衛庁長官官房

防衛審議官

防衛庁防衛局長

外務政務次官

外務省アジア局

局長

外務省アメリカ

局長

外務省欧亜局長

外務省中近東ア

フリカ局長

外務省経済局長

外務省経済協力

局長

外務省条約局長

外務省条約局外

務参事官

外務省国際連合

局長

水産庁次長

常任委員会専門

員

警察庁警備局外

事課長

法務省人権擁護

局人権擁護管理

官

外務大臣官房外

務参事官

食糧庁総務部企

画課長

村田 良平君

大川 美雄君

恩田 幸雄君

山本 義彰君

城内 康光君

梅田 昌博君

枝村 純郎君

野明 宏至君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国際情勢等に関する調査

○外務省関係予算に関する件

○外務省関係提出予定法律案及び条約に関する件

(日ソ問題に関する件)

(日中平和友好条約締結問題に関する件)

(国際人権規約に関する件)

(日本の安全保障に関する件)

(日中貿易に関する件)

(インドネシアに対する食糧援助問題に関する件)

(竹島問題に関する件)

(朝鮮問題に関する件)

(国連軍縮特別総会に関する件)

(核兵器使用禁止問題に関する件)

(国際捕鯨問題に関する件)

(金大中事件に関する件)

○委員長(安孫子藤吉君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

昨年十二月二十二日、阿具根登君及び福間知之君が委員を辞任をされ、その補欠として田中寿美子君及び和田静夫君が、また、一月二十日、和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として高杉勉忠君が、また、一月二十一日、高杉勉忠君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君が、また、一月二十五日、上原正吉君が委員を辞任され、その補欠として徳永正利君がそれぞれ選任をされました。

また、去る一月二十六日、原文兵衛君が委員を辞任され、その補欠として鳩山威一郎君が選任されました。

○委員長(安孫子藤吉君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

ただいま御報告いたしましたとおり、原文兵衛君の委員異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安孫子藤吉君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に鳩山威一郎君を指名いたします。

○委員長(安孫子藤吉君) 次に、国際情勢等に関

する調査を議題といたします。

昭和五十三年度外務省関係予算並びに今国会に提出予定の法律案及び条約について、順次、概要の説明を聴取いたします。愛野外務政務次官。

○政府委員(愛野興一郎君) 昭和五十三年度外務省予算重点事項を御説明いたします。

このたび、政府が国会において御審議願うために提出いたしました昭和五十三年度一般会計予算において、外務省予算としては、二千四百五億八千六百万円が計上されております。これを前年度予算と比較いたしますと、二百六十九億二千六百万円の増加となり、一五・二%の伸び率であります。一般会計総予算に占める割合では、前年度とはほぼ同様、〇・六%となっております。

次に、内容について御説明いたします。

昭和五十三年度においても、昨年に引き続き、外交実施体制を整備することとしております。このため、特に定員の大増強と機軸の整備を図るとともに、在外職員勤務条件改善の諸施策を強力に推進し、外務省の責務遂行に遺憾なきを期することといたしました。

外務省定員につきましては、本省及び在外公館九十二名、他省振りかえ増二十三名、振りかえ増三十五名、計百五十五名の増員となり、五十三年度外務省定員は、本省一千五百三十八名、在外一千七百七十六名、合計三千三百一十四名となります。本省及び在外公館の機構整備につきましては、本省関係では、経済局に、同局の書記官を振りかえて資源第二課を新設することが予定されております。また、国際連合局に軍縮課を新設いたします。これは既設の軍縮室を昇格させるものであります。

在外公館関係では、在EC代表部、在トリニダードトバゴ大使館、在フィジー大使館及び在カンザス・シティ総領事館の計四館の実館設置が予定されております。これが実現いたしますと、わが国の在外公館数は百六十館となります。このほか、アフリカのコモロ及びジブティに兼館の大使館を設けることとしております。

不健康地勤務条件の改善関係経費は二億九千五百万円であり、前年度予算二億七千三百万円と比較いたしますと二千二百百万円の増加であります。

本経費は、主として、中近東、アフリカ地域に見られる生活条件、勤務環境の厳しい地に所在する在外公館に勤務する職員が安心して外交活動に専念し得るよう、健康管理、福祉厚生施設等の改善を図るためのものであります。その内訳として、まず健康管理休暇に伴う経費が四千五百万円、この制度の適用を受ける公館数は五館増の三十公館となります。このほか、高地勤務対策のための経費、不健康地在勤務員の家族に対する健康診断費等が計上されております。なお、別に、在外公館の保安強化を施設面、人員面で図るための関連予算として二億五千万円が計上されております。

次に、国際協力の拡充強化に関連する予算内容を御説明いたします。

南北問題がますます深刻化しつつある今日、自由主義諸国中第二位の経済力を有するわが国が、経済技術協力の拡充、強化によってその国際的責務を果たすことは緊急の必要となっております。

五十三年度の経済協力関係予算は、総額一千二百五十五億九千七百円で外務省予算全体の約五九%を占めております。これを五十二年当初予算九百九十七億二千五百万円と比較いたしますと二百五十八億七千二百百万円の増加となり、二・九%という伸び率であります。

特に、二国間無償資金協力については、三百九十億円が計上されており、前年度予算百八十億円に比較して二百一十億円の増加であります。

国際協力事業団の事業につきましては、四百二十七億一千百万円が計上されております。

国際協力事業団は、昭和四十九年八月一日の設立以来、政府ベースの技術協力担当機関として、開発途上地域等の経済、社会の発展に貢献しておりますが、五十三年度予算においては、技術協力事業を初め、同事業団の各事業の拡充強化を図ることとしていたしました。

技術協力に関連する予算は、三百七十六億一千万円で、前年度予算に比し十四億三千七百万円の増加であります。具体的には、研修員受け入れ、専門家派遣、青年海外協力隊員の派遣、開発調査、機材供与等に必要経費と、開発途上地域等の社会開発、農林業及び鉱工業に係る関連施設整備及び試験的の事業等に対する貸し付けを行うための開発投資事業に必要な経費であります。

同じく国際協力事業団の移住事業関係の予算は、五十一億百万円で、前年度予算に比し一億九千八百百万円の増加であります。

主な内容は、日本人ブラジル移住七十周年記念行事費を含む海外移住知識普及事業並びに移住投資事業のための経費であります。移住投資事業は、移住者等に対する農業、工業、漁業その他の事業に必要な資金の貸し付け及び移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡等を行うものであります。

次に、広報、文化活動の推進でございます。

海外広報活動の拡充強化のための経費は、二十三億二千万円で、これは前年度予算に比し五千万円の増加であります。

その主な内容は、広報センター関係経費、招待事業費、フォーリン・プレスセンター委託事業費、南北問題対外啓蒙費等であります。

第二に、国際交流基金の事業のための経費は、六十三億五千五百百万円であります。前年度予算に比し四千百万円の増加であります。特に、政府出資金五十億円の追加出資により基金に対する政府出資金は合計四百億円となり、この運用益による年間事業規模は三十一億八千七百万円となり、前年度予算に対し一〇%の伸び率になります。

重点事項の第四の柱であります日本人学校の新設を初めとする海外子女教育の充実強化のための関連予算としては、三十八億七千三百万円が計上されております。これを前年度と比較いたしますと四億七千二百百万円の増加となります。現在、海外在留邦人の同伴子女で義務教育年齢にある者は

二万人に達しようとしており、これらの子女の教育がきわめて切実な問題となっておりますので、昭和五十三年度においても、引き続き、海外子女教育の充実強化のための諸施策を推進するものであります。

具体的施策としては、ウィーン、シカゴ、ワルシャワ、アラブ首長国連邦のアブダビ、それにオーストラリアのパースの五都市に全日制日本人学校を新設することになり、この結果、全日制日本人学校数は五十三校となります。右のほか、既設の日本人学校について教員三十八名の増員を行い、教員の待遇についても必要な改善を行うこととしております。また、校舎の確保、拡充に対する援助等の経費も計上しております。

さらに、補修授業校については、謝金補助対象講師数を五十八名増員する等の改善を行うこととしております。

以上が外務省の昭和五十三年度予算重点事項の予算概要であります。

○委員長(安孫子藤吉君) 次に、枝村外務参事官。

○説明員(枝村純郎君) 今回の国会に御提出してゐる外務省関係の法案について御説明申し上げます。

まず、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について概要を申し述べます。

今回の改正の主たる内容は、在外公館の新設に關するものでございます。先ほど政務次官より御説明しましたとおり、昭和五十三年度予算政府原案において実館四館と兼館二館の設置が認められております。実館とは実際に公館長を駐在させ、事務所を開設するものでございまして、今回認められましたのは、在トリニダードトバゴ日本国大使館、在フィジー日本国大使館、欧州共同体日本国代表部及び在カンザス・シティ日本国総領事館の四公館であります。このうち在トリニダードトバゴ日本国大使館、在フィジー日本国大使館及び欧州共同体日本国代表部につきましては、従

来近隣公館が兼轄していたところに、今回、実館を開設するものでございますので、その設置についてはすでに本法律に規定されております。したがって、今回は在カンザス・シティ日本国総領事館の新設についての規定することとなるわけでございます。

現在、アメリカ合衆国の中西部十二州は、在シカゴ日本国総領事館が管轄しておりますが、カンザス・シティ周辺地域の発展に伴い同地域とわが国との関係も緊密の度合いを深めておりますので、本邦進出企業及び在留邦人の指導保護並びに各種案件の効率的処理に遺憾なきを期する必要があると見做す。このためには在シカゴ総領事館の所轄区域を二分し、カンザス・シティに新たに総領事館を設けることが適当と考えられる次第でございます。

次に、兼館として新たに設置を予定しておりますものは、在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館でございます。コモロはマダガスカル島の北西の島国でありまして、昭和五十年にフランスの施政から独立いたしました。ジブティはアフリカ東岸、エチオピアとソマリアの間に所在し、昨年やはりフランスの施政から独立した国であります。したがって、わが国外交機関をこれら兩國に設置する必要があるものでございます。

なお、これら在外公館の新設に伴いまして、これらの公館に勤務する職員に在勤基本手当の基準額を定めることも必要となっております。

そのほか、アフリカの馬拉ウイの首府が遷都いたしましたので、この法律で定めている在馬拉ウイ日本国大使館の所在地の地名を改正することといたしました。

以上が本法案の改正の内容でございます。次に、国際協力事業団法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回の改正の目的は、従来企画、立案から実施に至るまで、すべて政府が行っておりました無償資金協力につきまして、その業務の一部を国際協力事業団に行わせんとするものでございます。

わが国の無償資金協力は、ここ数年來、量的に拡大するとともに、その対象国数も著増し、わが国の発展途上地域に対する援助の中で重要な地位を占めるに至っております。

一方、無償資金協力は、技術協力と関連づけて供与することにより援助効果が高まるものでございまして、現に、無償資金協力の大部分は、技術協力と密接な関連を持ちつつ実施されております。これを具体的に申し上げますと、たとえば無償資金協力によって、学校、病院、研究所等の建物、施設を整備いたしましたところへ技術協力によって専門家を派遣するというようなことが行われているわけでございます。

このような技術協力との密接な関連を維持しつつ、無償資金協力の一層の効率的な実施を図るためには、その実施の促進のための業務を、現在技術協力の実施に当たっている国際協力事業団にあわせて取り扱わせることが適当と考えられる次第でございます。

無償資金協力のうち、法案にありますとおり、技術協力センターのような技術協力そのもののための施設はもとより、広く技術協力に密接な関連性を有する各種の事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力は、今次の改正によりまして事業団に取り扱わせるものの範囲に含まれております。これによりまして、いやくも技術協力の何らかの関連を持つて行われる無償資金協力の大部分については国際協力事業団が関与することとなる次第でございます。

これらの無償資金協力について、企画、立案を初め、相手国政府との交渉あるいは取り決めの締結などは引き続き政府が行うわけでございますが、その実施の促進に必要な業務を国際協力事業団に行わせ、もってその効率的な実施を確保せんとするものが、今回、お願いしております改正法案の趣旨でございます。

以上をもちまして、今次国会に提出いたしました外務省関係の法案二件の御説明を終わります。

○委員長(安孫子藤吉君) 次に、村田外務参事

官。

○政府委員(村田良平君) それでは、引き続きまして、今回国会に提出を予定あるいは検討いたしております条約について御説明を申し上げます。

総計二十四件の提出を検討いたしております。お手持の資料にございますとおり、提出を予定しておりますのが二国間条約七件、多数国間条約八件、計十五件、目下検討中のものが九件でございます。

第一番目は、日本とカナダとの間の原子力協定の改正の案件でございます。

この案件は、恐らく改正議定書という形をとると考えております。一月二十六日にすでに仮署名を行っております。目下、カナダ側と最終案文の確定について話し合いを行っておりますところでございます。インドの核爆発等を背景といたしまして、カナダの保障措置強化政策が新たにたられまして、こういった事情を勘案いたしまして、昭和三十五年に発効いたしました現行の日加原子力協定を現状に合わせるために、この交渉を行った次第でございます。

改正の主要点は、一定の情報を規制の対象とする。あるいは従来の再処理等に加えて二〇〇以上の濃縮とあるいは貯蔵の場合にも供給の事前同意の対象とするということ。あるいは核物質保護、俗にフィジカルプロテクションと申しておりますが、こういった措置をとるといふような点でございます。

二番目は、日米犯罪人引渡条約でございます。現在、わが国とアメリカとの間には、明治十九年につくられた犯罪人引渡条約があるわけでございますが、この現行条約は、引き渡しの対象が犯罪が非常に限られております等、現状に即さないものになっております。そこで、昨年の二月及び七月に交渉を行って、実質的な合意をほぼ達成いたしました。その後、さらに細部を詰めました結果、昨二月十五日、本件交渉が妥結いたしました。そこで、政府といたしましては、今月の終わりにこの条約に署名をいたしました。

て、三月早々、提出を予定いたしております。

これは現行条約の改正ということではなくて、新条約を締結するという形をとることになりまして、新しい条約では、引き渡し犯罪の範囲を拡大いたしました。また、これに関連する犯罪防止のための日米間の国際協力についての規定を置くことになっております。

なお、この条約に關しましては、国内法——逃亡犯罪人引渡法でございますが、この改正法案が今次国会に提出される予定でございます。

三番目は、日独租税協定の修正補足議定書でございます。

日独間には、昭和四十二年に発効いたしました租税協定があるわけでございますが、昭和四十九年及び五十一年にドイツ連邦共和国の財産税法及び法人税法が改正されましたので、これに対応いたしまして現行協定を修正補足するというものがこの議定書の趣旨でございます。

その内容といたしましては、協定の対象としまして、新たに、ドイツ連邦共和国の財産税を追加すること。及び配当に対するドイツ側の源泉課税の限度税率、現在二五％になっておりますが、これを一五％に引き下げるといふことでございます。

この議定書の細部につきましては、目下、なお交渉中でございます。

四番目は、日ソ漁業協力協定でございます。日ソ間には、昭和三十一年に結ばれた北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約、俗に日ソ漁業条約と申しておりますが、こういう条約があったわけでございますが、昨年四月、ソ連側がこれを廃棄通告いたしましたので、本年四月二十九日に失効するわけでございます。そこで、日ソ間の漁業関係の長期的な安定のために、昨秋から新しい条約の作成に關して交渉を行って、一時中断いたしました。昨二月十五日から再びモスコにおいてこの協定の交渉を行っております。

政府といたしましては、最重要はもとより北西太平洋のサケ・マス漁業でございますので、このサケ・マス漁業が漁期の開始までに確保されますように、目下、鋭意交渉中でございます。

五番目が、わが国とイラクとの間の航空協定でございます。

この協定の目的は、日本とイラクとの間に航空業務を開通するための協定でございます。内容は、他の航空協定と同様と考えていただいて結構でございます。わが国にとりましては三十一番目の航空協定ということでございます。

イラク側との話し合いによりまして、先方の本邦乗り入れは成田空港が開港した後にするという了解がございまして、昨年末に案文については実質合意をいたしておりますけれども、三月に署名をいたしまして、その後直ちに国会に本件協定を提出するということをご予定いたしております。

六番目は、日本国とバングラデシュ人民共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定でございます。

通常、大多数の国との間には、郵便為替の交換は、万国郵便連合の郵便為替及び郵便旅行小為替に関する協定という多数国間条約によって行われているのでございますが、一部の国との間では、二国間の協定を結びまして、これに基づいて郵便為替の交換を行っております。そこでバングラデシュとは、目下、この郵便為替の交換に関する協定について交渉中でございます。わが国の締結するこの種の協定としては第八番目のものでございますが、近く交渉が妥結するというふうに考えております。

七番目は、日本とカナダとの間の小包郵便協定の改正でございます。

カナダとの間には、昭和三十一年にこの協定が結ばれておるわけでございますが、最近、万国郵便連合の小包郵便協定の改正が行われましたので、それに伴いまして日加間の通関料その他の料金を改正するというのが今次改正の趣旨でございます。目下、なお交渉中でございます。

以上、二国間条約は七件でございますが、いずれも先方の事情等もございまして、交渉の最終妥結あるいは署名に至っておらないわけでございますが、政府といたしましては、交渉妥結次第、できるだけ早く国会に御提出するという考えでございます。

次に、多数国間条約にまいりまして、八番目が、世界観光機関憲章でございます。

この憲章は、この機関の前身とも言うべき公的旅行機関国際同盟という機関の特別総会におきまして、昭和四十五年に採択されたものでございまして、昭和五十年一月にすでにこの憲章は発効いたしております。米、国、フランス、ドイツ等主要国を含みます九十カ国以上がすでに締結国となっております。

この機関の目的は、観光分野での国際協力を進めるといふことでございますが、特に開発途上国の観光の振興に国際的に協力するというのが主眼になっておりまして、この憲章は、いま申し述べましたような目的のほかに、憲章の構成員の地位であるとか内部組織、予算、分担金等を定めているものでございます。本憲章は二月下旬に国会に提出する運びとなっております。

九番目が、北太平洋の公海漁業に関する国際条約改正議定書でございます。

これは昭和二十七年に署名されましたいわゆる日米加漁業条約に、米、国及びカナダの二百海里漁業専管水域の実施を背景といたしまして、所要の改正を加えるものでございます。形といたしましては、改正議定書という形をとる予定でございます。交渉の主要点は、申すまでもなく、北太平洋におきますサケ・マス漁業の確保されるように、目下、交渉に努力中でございます。三月にもう一度交渉を行ひまして妥結を図るという予定でございます。

十番目が、特許協力条約でございます。

この条約は、特許出願が非常にふえておりますので、国際的な出願手続を合理化すること

を目的といたしまして、昭和四十五年の六月に採択されたものでございまして、米、国、ソ連、イギリス、ドイツ等がすでに加盟いたしております。本年一月に発効いたしております。この条約によりまして、原則として特許出願人の国の特許庁に出願を行いますと、その出願が同時に指定された外国における出願になるという、いわゆる国際出願の制度というものを設けて手続を合理化しております。

また、これに加えまして国際調査及び国際予備審査という制度も設けることになっております。

実は、本年四月十日から、この条約で設立されます国際特許協力同盟という機構の第一回の総会が開かれることになっております。日本は世界有数の特許大国でございまして、できれば、この総会におきまして、日本の特許庁がこの条約で定めるところの国際調査機関及び国際予備審査機関として指定されるというのを希望しております。その意味で、できる限り早期にこの条約の御承認をいただいて、そういつた前提のもとに、いま申し述べました第一回総会にわが国として臨めるようにお願いいたしたいと考えているところでございます。

なお、本件に関しましては、国内法案も同時に今国会に提出される予定でございます。

十一番目が、レコードの許諾を得ない複製に対するレコード製作者の保護に関する条約でございます。

この条約は、レコードの無断複製、俗に海賊版と申しておりますが、海賊版の作製の国際的な防止のために昭和四十六年の十一月に採択されたものでございます。昭和四十八年十二月にすでに発効いたしております。現在、二十六カ国が締結国となっております。この条約の定めるところによりまして、締結国は他の締結国の国民であるレコード製作者を、レコードあるいはテープ等の無断複製あるいはこれらの輸入、販売等から、保護する義務を負うことになっております。

なお、この条約に関連いたしまして、今国会に

は、著作権法の一部改正法案を提出する予定でございます。

十二番目が、船員の職業上の災害の防止に関する条約、これはILO第百三十四号条約でございます。

この条約は、昭和四十五年のILO第五十五回総会で採択されたものでございまして、昭和四十八年にすでに発効いたしております。条約の目的は、船員に発生する職業上の災害の防止を目的として、災害の報告、統計の作製、法令の整備等について規定しております。

十三番目が、安全なコンテナに関する国際条約でございます。

この条約は、コンテナの構造上の安全要件を国際的に統一するというのを目的といたしまして、昭和四十七年に採択されたものでございまして、昨年九月にすでに発効いたしております。コンテナの国際運送による円滑な実施のためにこの条約の早期締結が望ましいと考えておるところでございます。

十四番目が、一九七七年の国際砂糖協定でございます。

この協定は、砂糖の供給及び価格の安定を図ることを目的といたしております。一昨年、昭和五十一年の五月にナイロビで行われました第四回国連貿易開発会議でのいわゆる一次産品総合プログラム採択の後につくられました最初の商品協定というところで特別の意義を有するものと考えております。本年一月に暫定的に発効いたしております。わが国は昨年十二月の協定に署名いたしまして、本年一月からいわゆる暫定適用を行っております。

この協定の主要メカニズムといたしましては、輸出割当制度及び二百五十万トンの特別在庫量の保有義務でございます。特に、特別在庫のための基金の設立が予定されておりました。この基金が七月一日から発足するという予定になっております。

最後の十五番目が、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約でございます。

この条約は、昭和四十七年にストックホルムで行われました国連人間環境会議の勧告を受けまして採択されたものでございまして、すでに昭和五十年の八月に発効いたしております。わが国は昭和四十八年にすでに署名を行っております。

この条約は、人間の健康であるとか、あるいは生物資源等に対して有害な廃棄物、たとえば水銀とか砒素とかいろいろな物質がございまして、こういったものの投棄によって海洋汚染を起さないようにということで一定の禁止措置あるいは特別許可制度等の規制措置を定めたものでございまして、

なお、この条約に關しまして、その実施のためには海洋汚染防止法その他の国内法の改正が必要でございますので、目下、その点につき検討中でございます。

以上、十五件が提出予定でございますが、その他に九件の検討中のものがございます。この中で、お手元に差し上げております資料の中でごらんいただきたいのでございますが、イラクとの文化協定、それから資料の一番最後にございますILO百四十二号条約、これはすでに検討を了しておりますとして、提出が可能というふうに判断いたしております。

イラクとの文化協定は、日本として第十七番目の文化協定でございます。内容的には、従来わが国が各国と結んでおります文化協定と基本的に同じでございます。

それから、ILO百四十二号条約の方は、昭和五十年にILO総会で採択されましたものでございまして、人的資源開発のための職業訓練等について定めたものでございます。

それから、お手元の資料のやはり最後のページに、国際人権規約が検討中として記載されております。

国際人権規約は、そこにごさいますように、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約

と、それから市民的及び政治的権利に関する国際規約という二つがあるわけでございますが、前者は、通常A規約と呼ばれてございまして、主として社会権的な権利を定めたものでございまして。後者は、通常B規約と呼ばれてございまして、主として自由権的な権利を定めたものでございまして。この両規約は、昭和四十一年に国連で採択されまして、それぞれ一昨年、昭和五十一年の一月及び三月に効力を生じてございまして、現在、締約国は、A規約が四十六カ国、B規約が四十四カ国ということになっております。

政府といたしましては、これまで両規約の早期批准を目標として関係省庁間で鋭意検討を進めてきたところでございまして、提出するか否かの決定はなお行われておりませんが、目下、最終的な詰め作業を行っているといるところでございまして。

なお、日中平和友好条約その他の五件につきましても、相手国との交渉あるいは国内法令との調整等の作業が完了いたしましたのは、今国会に御提出したいということで検討しておる次第でございます。

以上でございます。

○委員長(安孫子藤吉君) 以上で説明は終わりました。

午後二時三十分開会

○委員長(安孫子藤吉君) ただいまから外務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

○森野章君 最初に、外務大臣に、この間ソ連に行かれたときに、こちらは平和条約の草案を向こうへ渡して、それから向こうからは例の善隣協力

条約ですか、あの案がこちらへ来たということですが、いまでものお話では、正式に検討するということじゃなくて、とにかくもらってきたんだというようなお話でしたが、内容は、一体、どういふことなんでしょう、検討しているという新聞記事も出ていたんですが。

○国務大臣(岡田直君) いまお話のありました善隣友好協力条約というのは、平和条約交渉の問題で議論をしていられる最中に、突如として向こうのテールから紙を持ってきたわけでございます。そしてソ連が善隣友好協力条約を準備している、こういうようなことでありますから、私は、これに對して、日本としては領土を解決して平和条約を締結することがすべての先決問題であって、それ以外のものを受け付けるわけにまいりません。

私、実は、行く前に何か向こうから出すぞという情報をひそかに得ておりましたので、こちらの場合のことを考えて平和条約の試案というのを準備しておりました。向こうからつかつかと歩いてきましたから、持ってきたら、出せ、こう言ったら、ありますと、こう言うから、出せと、こう言って同時に出したわけでありまして。

そこで、私は、これを受領して検討するわけにはまいらぬ、平和条約締結後でなければ一切のものは受け付けない。しかし、いま書類を持ってきたら、突つ返すことは失礼だから突つ返しはしないがと言ったら、向こうも同じように、私の方の平和条約試案というのは検討はいたしませんと、こういうことで持ってきたわけでありまして、したがって外務省ではこれの検討は全然やっていないわけでございます。

まあ、そのとき本当はそのまま突つ返した方がよかったのかもわかりませんが、私としては、向こうも返さないし、こっちも条件をつけて、正式に受け取ったわけじゃない、書類は失礼だから突つ返さぬがと、こういうことでありましたが、また、正直言うと、何を言っているか後で見たいという気持ちもありましたので、私に私でしたが、そういうわけで公の席上で私

の方で内容を報告することは、これを正式にあたかもこちらが取ったような印象を与えますし、この内容は御勘弁を願いたいと思ひます。

○森野章君 そうすると、外務大臣の受け取り方は、平和条約の草案を向こうへ渡したと、向こうからはそういう紙をもらってきたと、お互いにはなでもかんで捨てちまうような感じでもらい合つたという同価値の問題ですか。

○国務大臣(岡田直君) そうです。向こうもこれは受け取らない、検討はしないと、しかし書類は突つ返さない。私も同様のことを先に言つたわけでございます。

○森野章君 そうすると、私の感じでは、同じ評価、軽いにしても、というふうな感じを受けるわけですか。

ところが、一九五〇年の中ソ同盟ですね、この条文を見れば、明らかに日本を侵略の言うならば敵性国としてはっきり書いてあるわけですね。侵略する日本帝国主義という言葉もあるし、日本という言葉もあるけれども、とにかく仮想敵国としてはっきり中ソ条約で書いてあるその日本に、善隣友好もへたたくれも私はないと思うんですが、でも、その点は、外務大臣として、そのときに向こうに對して中ソ条約との関連において何かおっしゃったり、そのときの姿勢はどうかでございますか。

○国務大臣(岡田直君) 中ソ同盟条約については、向こうの方から、中国とは言いませんでしたが、南の国でと、こういう表現がありましたから、その際、私は、次のような趣旨で発言をいたしました。

あなたの国とお隣の国はもとと兄弟の国であつたはずだ、中ソ同盟条約というものを結んでわが日本を敵国と定めつけられておる。この中ソ同盟条約をお続けになるのかあるいはおやめになるのか、これは内政干渉にわたるから言わないけれども、いやしくも日本を敵国と定めつけられることだけは取りやめていただきたい。そういうものと兄弟の国であるべきあなたの方とお隣の国が

いま相争つておつて、両方で争われればいいのに、その争いを日本にとばかりかけられるのは迷惑だと、こういう趣旨の発言をいたしました。

○桑野章君 それに対して向こうの答えはどうなんでしょうか。

○國務大臣(岡田直喜) 返答いたしません。

○桑野章君 そこらはちよつとなかなかわからぬですけれども、けさの新聞あたりを見ると、ちよつと角度を変えて質問しますけれども、中国との貿易が平和条約と関係なくかなり長期的な見通しで進んでいるように受け取れるんですね。投資総額二兆円に及ぶというふうな、製鉄所を含んで、相当の経済協力が進んでいる。中国は四つの近代化の中で国防ということがやつぱり一つの重点でございまして、国防が重点であるということになると、中国の国防ということに日本は協力をするとということだから、ソ連はまたこれ非常に神経をとがらしているんじゃないかという感じがするんです。

そこでブラウダが十一月の二十六日に、日中間に關連して、ソ連の態度は日中關係が進めば報復的な措置をとる権利を持つことになると、こうはつきり政府関係機関紙がそういうふうに出ていますが、私は大変これは品のない言葉だと思つてけれども、とにかくこの報復的措置を講ずるといふ意味は、外務大臣はどんなことをやると思われるか、この報復というものは。その外交の感觸、それから具体的に一体どういうことだろうかという点をお聞きします。

○國務大臣(岡田直喜) 私はその報復的措置という意味の理解にはなかなか困難だと思つてしまいますけれども、私が会つたときの印象や話題を基礎にして御報告申し上げますと、南の国が日本をそのかして、そして自分との争いの中に巻き込まれようとしておる、そういうものに巻き込まれてはいけないという意味の発言がありましたから、私は、話は承つたけれども、日本と中国の問題は日本と中国の問題であつて、これは私の決するところである、第三国の意見を聞いて承るわけにはまいら

ぬ。ただし日本の外交の基本理念はこの国とも敵対しないという理念であるから、おたくと手を組んで中国に敵対はしない、中国と手を組んでおたくと敵対する考えは毛頭ない、したがつて日中の問題には意見は承つたが干渉は受けない。一言言つておくが、日中友好条約は近く締結する方向に進みますと、こういうことを言つたら、グロムニコはその話は理解すると、こう言いました。これが新聞に誤つて伝えられて、日中友好条約の締結には理解を示したと書いた記事もありましたけれども、それは間違ひであつて、私はそのように甘くは考えておりません。私が第三国の干渉は受けぬと言つた話の筋は理解したと、こういう意味であつて、これに理解を与えたとは思つておりません。

しかし、報復的措置であるとか、あるいはどうかいろいろありますけれども、問題は、日本国民なり世界の國々の人々が、ソ連が何か怒つた場合、あるいはソ連が怒るのがあるやうな言ひがあるか、あるいはあつてあるのだから、必ずしも日中友好条約を締結したからといってソ連が報復するといふ理屈もなければ原因もない、ただ自分が争つて困るから、好ましいことではないといふことは十分理解しております。

○桑野章君 いつも、これはもう岡田さんだけじゃないんだけれども、条約の場合は、日中にしてもしソ連にしても二国間条約であつて、ほかの國のことは関係ない、確かにたてまえはそんなんですね。しかし現実の外交というものはもう全部多極、これは外務大臣のあの外交演説にもあるわけですから、多極外交なんですよ、実態は。だから、たてまえは日中は日中、日ソは日ソだと言つても、全然それはたてまえであつて、本音は私は違ふと思うんですよ。その本音のところで報復などということが出てくるわけですよ、本音でなければ報復という言葉は出てきませんよ。日ソの平和条約を結ばないといふことは向こうの考えですけれども、やつぱり報復という言葉

が出てくるのはまさに二国間外交ではない、いまの外交の実態は。まさに多極なんだといふことから出てくると思つたので、そういう意味で向こうのやりとりの表現の言葉だけでは必ずしも信じがたいものがある、これが國民が一部不安を持つていふところではなからうか、こう思ふんですが、いかがですか。

○國務大臣(岡田直喜) 私が先ほど申し上げたのは、この件を中心としたやりとりをまず御報告申し上げたわけであつて、干渉されるべき問題ではないが、他國のことは考慮に入れなくてもよろしいといふことではなくて、それはおっしゃるとおり、二国間で条約を結ぶ場合には、これの来るべき影響、あるいは関係諸國がどのような態度をとるかといふことは当然考慮の中に入れなければならぬといふことは御指摘のとおりだと思ひます。

しかしながら、二国間で条約を結んだり話し合ひをしたりして、一々、よその國から報復手段を受けるなんというやうなことは、私はどうも解せないといふところがございます。

○桑野章君 それは理論的には解せないといふこととわかるんだけれども、あり得るといふことが現実の多極間の複雑な関係ではなからうか、そういうふうには私は思ふわけです。

そこで、次に、もうそれ以上申し上げませんが、対中経済協力が非常に製鉄所その他がだんだん進んでいって、中国の経済レベルが低いらだからそれを上げるといふことはいいことなんだけれども、やつぱり隣の國が軍事大國までいってしまつと、これはまた非常に問題ですね。

これははるか遠い問題だと思ひますけれども、私なんか考えるのに、中国はあれだけの経済力の國でいち早く核兵器を開発し、それから今度は製鉄所とかいろいろの経済協力を得て軍の近代化といふものを進めていって今世紀の末ごろ、鄧小平の言葉もたしかそうだったと思ふんですよ、今世紀の末ごろある程度世界的なレベルにいくといふことになつて、初めて対ソとの交渉とい

いますかね、若干の修復ができるやうな交渉があり得るかもしれないといふ感じもするんですね。何しろ必死になつて近代化をやるやうなその中の国防は私はかなり大きなウェイトを持つたろう、こう思ふんですが、そういう路線の中で軍事大國にならねちや困るという、そういう懸念はまさにまだ早いと思ふけれども、やつぱり日本は何と言つてもアジア大陸にきわめて接近をしていふといふ宿命の中で、日本としては頭のすみっこに置かなきゃならぬ問題だと思ふんですが、いかがですか。

○國務大臣(岡田直喜) いまおっしゃつたやうなことでチンコム、コムといふのがあつたわけでありまして、チンコムはすでに全廃され、コムも緩和される方向にございます。そこで中国で言つておるのは、産業の近代化が先であつて軍の近代化はその後だ、こう言つていられるわけでありましてけれども、もちろん産業の近代化をやればそれに伴つて軍といふものも強くなるといふことから言へばすべてのことがつながつてくるわけでありましてけれども、今度できました長期契約あるいはその他の経済問題等は、これは私は日本の置かれた現在の経済状態から言つても、それから隣の日中兩國の間に経済を中心にして友好が深まつてくることはむしろ脅威ではなくて好ましいことである、私はこのやうに考えております。

○桑野章君 米中關係と日中關係は形式論理からいけば全く別だといふ理屈にまたなるんですよけれども、これは外交としては別じゃないでしようね。米中關係と日中關係は全く別問題だといふやうに理解することにはならぬと思ふんですが、どうでしょう。

○國務大臣(岡田直喜) 私も、米中關係と日中關係は無關係であるとは考えておりません。

○桑野章君 米中關係の正常化といふものがちよつとおくれていると思ふんですよ。おくれているといふことの背景は、一体、何だろうといふことになると、それは台湾問題もあるだろうし、いろいろアメリカとして考える問題があるんだと思

うんですけれども、一つの例として、昨年の秋にカナダの新聞記者が北京でもって中国の人権問題を取り扱って、人権が無視されているというレポートをロンドン・タイムズにどんどん送って、そのためにその記者は北京から追放になった。それに対して、十一月の二十七日ですか、ニューヨーク・タイムズが社説で、端的に言うならば、自分たちの国民のことをどうしようという勝手だというような国とはまともにつき合えないというような社説を書いたわけですよ。ニューヨーク・タイムズとカーター政権というのは、まあカーターが言えないことをニューヨーク・タイムズが言っているのを見ていいのかもしれないという感じもする。

私は、人権問題というのはやはり基本的な問題だと、こう思いますので、米中関係はちょっと違くなっているという感じがする。しかし、米中関係としては中国もある程度近代化していくことを対ソ関係を考へても歓迎していることも間違いないだろう。しかし、そのアメリカの世界戦略といえますかね、ソ連を相手にした世界戦略と日本の外交政策といものはびたつとイコールだということでもないという感じがするんですけども、その点ではイコールでいいんですか、イコールであつてはならぬのですか、いかがですか。

○国務大臣(園田直君) 米中と中国の関係については、失礼でございますが、私はいささか見解を異にいたしております。

この前、パンス国務長官が中国に参りまして、帰ってまいりました。それから昨年春の日米首脳者会議においてもこの問題は出ました。その話から結論しますと、福田総理は日中問題については頭越しはやらんでくれと、こう言っております。それから日本と中国はだんだんうまくいくだろう。しかし、米中関係はなかなかそうはいかぬのだと、こういう話がございます。パンス国務長官の話は、第一に、私は話の中で印象的なのは、一つの華国鋒政権は安定をしておる、中国人民は華国鋒政権を支持している、それから物価が非常に下が

つておる、こういうことで中国に対してはほめる言葉が非常に多かった。それから二番目には、アメリカの方は台湾に対して武力解放をしないという約束をしるというのを言った、中国の方は米中に対して台湾から軍を撤退しろということと言った、これは両方とも聞ける問題じゃない。したがって米中の間には当分はなかなか進まないだろう、こういう話がございます。

その間、雑談、あるいは外務省のついでといった次官等といういろいろ懇談をして、私は、その後、このように判断をしたわけでありまして。

米中が両方とも接近しないことはよく知っており、表面上は。しかし、どうも中国をほめること、それから、そう言いながらも、パンス国務長官は鄧小平氏と二時間半会っている、外務大臣とは七時間半にわたっている会談を繰り返しておる、これからすると、そのような簡単な問題ではない。こういうことから、アメリカの軍事的な戦略のことは私は知りませんし、また日本の外務大臣としてそういう軍事的なアメリカの戦略にどうこうするべき立場ではないと思ひますけれども、少なくとも表面上は近づけない、頭越しは絶対やらない、しかし、現実的な両国の利害問題でテールの下で手を握る可能性は十分ある、このように判断しておるわけでございます。

○桑野重章君 米中と日中は違ふ、違ふけれども、それならアメリカがやることを日本がかわりにやってくれというわけでもないんでしょね。

○国務大臣(園田直君) そういうことはわかりませんが、少なくともアメリカの方から言えば、日本と中国の関係が条約締結されることを、おれは関係ないから勝手にやれということよりも、むしろそれを進めてくれた方がいいという気持ちのような感じがいたします。

○桑野重章君 結局、米ソの関係というものがいま世界の基軸で、米ソの世界戦略というものを抜きには国際問題の判断がつかないくらい大きなウェイトを占めていると思うんですね。そこで対ソ外交というのが非常に日本としてはむずかしいと思

うんですが、やっぱり対中問題もそのことを抜きには考えられない。

それから、いま一つは、前に私も党内の会議で申し上げましたけれども、ソ連との外交については東ヨーロッパ外交というものをと進めなかりやならぬ。ところが、きょうも資料を外務省からもらったけれども、東ヨーロッパは八つの国があつて、向こうからは大統領だとか首相だとか外相は来るんだけれども、こっちからは総理とか外務大臣は全然行っていない。経済関係は進んでいるけれども、東欧外交を無視することは対ソ外交上非常にまずいんじゃないかということを私はかねがね思っているんですが、向こうからは大統領、総理、副総理、外務大臣というちゃんとした外交の責任者が来るけれども、こっちは一遍も行かない、そこらの問題はどうか。対ソ外交をやっていく上には、いろんな角度というか、広範な姿勢を持っていかなくちゃならぬと思うんですけども、この間外相はアラブ等にも行かれたんですけども、東ヨーロッパというものは日本は伝統的と言つてもいいくらいいいかげんにしているというふうに思うんですけども、これは非常にまずいと思うんですが、どうでしょう。

○国務大臣(園田直君) ただいま御指摘のとおり、全くそのとおりと考えております。東欧諸国との経済交流は相当進んでおるし、向こうからは要人たちがしばしばおいでになつておるわけでございます。したがって、私も、東欧諸国にはなるべく早い時期に、正式に招請を受けている国々もございまして、訪問をして、いまお教えいただいたような線で東欧諸国との交流、友好関係を進めていきたいと考えております。

○桑野重章君 さつき人権の問題をちよつと申し上げたんですけども、今度、国際人権規約を国会に外務省は出して承認を求められるわけですけども、これは私も当然国会もその線で行くべきだと思ふんですが、一部に異論があるようですけども。

ただ、私は、外務省はカーターの人権外交とい

うものがある程度評価されていると思うんですけども、人権というものはやっぱり大事だから。それで今度国際人権規約を国会に出して、そしてかなりの国がもうこの条約に入っているわけですから、かなり私は重い問題だというふうにも思うんですけども、外務大臣の今国会における外交演説の中にそういう問題が入っていないんですよね。私は、いま日本が置かれた、この演説でもおっしゃっているように、とにかく日本のこれから安全というものを考えたときに、やはり大きな平和とか人権とかという理想を掲げていくということが一番理解がいいんだ。

この前、われわれが核防条約を批准したときに、これは三本内閣のときでしたけれども、これも若干の異論はあつたけれども、これは当然やるべきだということで批准に賛成をしたときにも、やっぱり軍縮の問題を十分に日本は主張していかなくちゃならぬ。軍縮と人権はある意味において日本外交の柱がもしもありません。そのぐらいに思うんだけれども、軍縮の問題がこれまで今国会の外交演説で二行半なんだね。人権の問題もろくにないというふうになると、世界に向かつて日本の政治哲学、外交政策を訴えていくというその迫力が私は大変鈍いと思うんです。今回の外交演説は外務省の各局がそれぞれの分担で案を出したので、ちよつと私もはききしう思うんですけども、軍縮の問題なんか、これは国連がだんだん力なくなつて、ILOからアメリカが撤退したり、カナダの原子炉衛星についてもソ連の態度はなかなか厳しいですね、国連の場というものがだんだん相場が下がってきた。田舎の信用組合だと言つて大臣を首になつた例があるけれども、田舎の信用組合の方がしつかりしているかもしくはくらくらくに国連というものはだんだん衰弱をきていて、こういうことはなはだ残念だと思ふんですね。けれども、アメリカもILOを脱退するんですから、だから米ソが国連なんかくそ食らえみたいなところがあるにしろあらず。本当に日本は国連外交と

いうことを中心にやってきたんだけど、非常に悲しい方向にあると思うんです。

そこで、国連局長ね、たとえば日本に引つ張ってきた国連大学にアメリカは分担金を出さないでしよう。そのほかアメリカは国際分担金でいろいろ出すべきものも出さなくなってきた。これはアメリカだけを責めるんじゃないんだ、ソ連も似たようなことなんだ、国連なんか無視しているんだから。そういうようなことの現実の中で、日本の外交政策というものを主張していったらいいのかというところは懸命に追求していかなくやならぬと思う。その場合に、今度五月に国連で軍縮総会があるわけですけども、ここで一体どういう仕掛けで世界に訴えていくような何か具体的なものをお持ちですか、総理もまたこれに出られるんですか、そこを伺いたいですかね。

○國務大臣(園田直君) まず、人権の問題はおっしゃるとおり、私は内外の政治の出発点が人権であるということは御意見のとおりであります。そこで、私の国会における外交演説の中ではぜひこの人権問題を訴えたいと思つて準備をしたわけでありまして、各省の調整がまだできていない。それから委員会と言うべきことではありませんが、与党の方の御理解をまだ願っていないので、ここへ出すのはおかしいということで、待った方がかえって通常国会にこの法案を出すためには力まない方がよからう、こういうことで実は削ったわけでありまして。

それから、軍縮総会は、これも私はおっしゃるとおり日本の外交の一つの柱だ、特にただ一つの被爆国である日本にとっては大事なことだと思ひますので、これは非常に重視をしておりますけれども、演説には二行半とおっしゃいますけれども、これは精魂込めて申し上げた二行半でございます、今度の総会にはできれば総理のお出ましを願いたいということで、できなければ私が行きたい、こう検討しておりますが、この軍縮総会は世界各國ともきわめて重視をしておりますが、いままではとかくこのような総会では、日本は、現

実にできるかできぬかとか、あるいは米ソ二大の模様等もつかつて、現実的なことではあるが、余り強く訴えることが少なかったような感じがいたしますので、やはり唯一の被爆国日本は核兵器全廃ということをまず訴えて、そのために現実的にはどのようなことをやっていくか、こういう訴え方をしていきたいと考えております。

それから国連大学の話でございますが、これもおっしゃるとおりでございます、国連大学の費用が五億、そのうち一億が日本の分担分、あとはよその國からの御寄付を願うわけでありますが、本家本元のアメリカからいまだ一銭も出ていない、それからカナダからも出ていない。この前、カナダの外務大臣が来たときに、おたくは一銭も出してないからとこしらへ出してくれと、こう言つたときに、カナダの外務大臣は必ず出しますと。それからアメリカもモンデール副大統領に会つて聞いたたら、一千万ドルぐらいは出すつもりだと、こう言つておつた。これは調べましたら七百八十万か八百万近くアメリカは予算は出しておるようであります、議院がなかなか通らぬ。こういうことで国連大学の学長、それから顧問の加藤前東大総長、この二人を招きまして、私の方でも各所に働きかけております、学校のもやれと。カナダは、後で聞きましたら、国連大学の誘致運動で日本と競争の關係にあつたので、いまだで出せなかつたというのですが、後でわかつて少し厚くましかつたなあと感づいてゐるわけでありまして、そういうことで逐次この拠金というものは集めていきたい、こう考えております。

○桑野章君 話がまたもとへ戻つちやうのですけれども、アメリカの大統領の年頭教書、それからこの間発表された議院に対する国防報告です、ね、まあ細かなことは私も見てないんだけれども、大筋で言つて、どうもアメリカという國はやはり外交政策、対外政策の一つの大きな目標はアメリカの安全保障だと、こういうふうな受け取れるようなんですね。安全保障というものが一番大事だ、安全と平和。

それはまあ当然と言へば当然なんだけれども、日本に置きかえて考えたときにも、私は同じだと思ふんですね、安全、安全保障、安全というものが大事だ。安全保障というものはやっぱ外交政策の基本にあると思ふんですが、どうも安全保障というものが防衛庁だか外務省だかちよつとわからないみたいなところもあつて、アメリカのように安全保障會議みたいなものもないし、やっぱ安全保障というものは外務省の大きな目標だと思ふんですが、これはどうですか、ずばり軍事力だけを言っているんじゃないですよ、軍事力だけじゃなくて安全保障。

○國務大臣(園田直君) それは御指摘のとおりだと考えます。

○桑野章君 そうしますと、私は、ちよつと揚げ足取りみたくになつて申しわけないのだけれども、外交演説の中で、日本は要するにもう大きな國になつたんだ、日本が安全でいくためには外国に寄与していかなければならぬ、それは言葉としてはまさにそのとおりなんだけれども、自由世界第二位の經濟力を有するに至つたから、だから國際社会に与える影響も大きいし、また、その經濟力にふさわしい役割を國際社会において積極的に行ふにたいかなければならぬ。まことにこのうのいい言葉なんだけれども、自由世界第二位の經濟力とこう政府が一々そういうことを言うのだけれども、一体、第二位の經濟力が日本にあるんだらうか。

確かにGNPだけとらえれば、つまり一年のフローでとらえれば第二位なんです。ところが、國民所得一人当たりでけきの新聞を見れば世銀発表は十六位です。GNPでとらえてそして第二位の經濟力だからそれだけの役割を演じなければいかぬといふことはちよつと思ひ上がつていゝるんじゃないだらうか、少しGNP主義ではなからうか。

と言いますのは、たとえば社会資本の蓄積とかあるいは個人の蓄積、こういうものはほとんど關係ないのか。一年のつまり經濟の總生産の流れを

ぼつととらえて、それだけで第二位の經濟力だと言つても、たとえば、これは國によつて年次が違ひますけれども、道路の舗装率なんかを見ると、もちろん先進國で日本が一番びりつかすだし、下水道の普及率なんていうものは、農業がかなりウエートの高いフランスに比べても、これは半分です。イギリスなんか經濟成長率がよくすつぱないと言つたつて九四%下水道は普及している。日本は二三%ですからね。その他、たとえば住宅にしても一人当たりの部屋数なんというのは、これは日本が最低なんです、一々数字を挙げませんがね。ひどいのは都市公園の面積なんというものは、これはもう話にならない、二十分の一の程度。そういうように社会資本の蓄積というものは非常に欠けてゐるのですよ。これはヨーロッパ産業革命後の努力というものはかなりそういうものが実つた蓄積を残してゐると思ふ。

日本は、GNP主義で、個人も意外と貧乏人だし、社会も貧乏なんだ。それにかかわらず、二言目には自由世界第二位の經濟力を持つてゐるのだからどうのこうのといふことを平氣で政府は言うのだけれども、本當に經濟力といふものをそんな薄っぺらな、たつた一年の流れでとらえたことだけで一体語るに足るものであらうかといふことも一遍考へてみる必要がある。私は、南北問題の解決に努力をするなんといふことを言つてゐるんじゃないんです、これもやらなければいかぬ。しかし、これはひよつとすると一つの大國のわなかしめ、GNPでとらえてゐるのは、そして出し方が鈍いなんのと言われるんだけれども、こつちが少し反省するところがあるんじゃないだらうか。

昔は、國富の調査といひますかね、そういうものがあつたけれども、いま經濟企画庁に聞いてもないわけですよ。これはひとつ外務省の役人の方もこういうのをよく勉強してほしい。これは、外務大臣、どう思ひますか、自由世界でこのように誇り方を。

○國務大臣(園田直君) 日本が自由世界では經濟

第二位であるからどうこうという、そういうものの言い方、それから思ひ上がった考え方はこれは誤りであつて、これは訂正しなきゃならぬと思ひます。その考え方こそ日本が捨てなければ、また、経済協力で、黒字がうんと出てきたから黒字減らしに経済協力をやるといふ考え方、これも余りに利己主義な考え方だと思ひます。私の外交演説の中にその言葉があつたのははつきりして、おわびいたします、今後は、言葉遣いに注意をいたします。

ただ、申し上げたいことは、経済協力というのは、私は、やっぱり日本の安全保障とはつながつておる、こう思ひます。日本はあり余る金でよそを助けてやる、こういう傲慢な考え方ではなくて、つらい中にも開発途上国、特にアジアを中心とする国々の国づくり、開発に協力してこそアジアの平和が保てる。したがひまして、確かに社会資本もおくれております。おくれてゐるからこそ減税よりも公共投資という、こういう案が出てくるわけでありまして、それはもうはつきり証拠が出てゐるわけでありまして。

ただ、申し上げますと、よその国に行つてお使ひをいたしますと、よく、ASEANでもそうですが、そのほかビルマその他に行つても、日本は経済協力経済協力と言ふけれども、われわれに一番近い日本と近いヨーロッパ、どつちが経済協力をたくさんやつてゐるのだと、こういうことをよく言われるわけでありまして。GNPの比率からだけでは数字が必ずしも出てくるわけではありませんが、日本がよその国と比べて経済協力をやつてゐる額というのは、GNPの比率で申しますと、スウェーデンの一位、二位のオランダを初めとして十三番目になつてゐるわけで、決して私は経済協力がやり過ぎておると思ひません。今後とも、つらい中でも、つらい中の経済協力こそ一億の金が十億に響くようにやつていかなきゃならぬ、こう思つておるわけでございます。

○森野章君 どうもごまかされたような気がする。

経済協力はやるなとか何とかそんなことを言つてゐるんじゃないんですよ。強い者が弱い者を助けるのはあたりまえのこと、特に日本人の精神というものはそこらにいいところがあるんだろと思ふんですよ。そうじゃなくて、空振りみたいなもの、自由世界第二位の経済力だと誇つて、こうやつて外交演説を国会で——これはやはり英文に訳して世界じゅうの在外公館にも配るんでしょ、世界に物を言つてゐるわけでしょう。だから、私は、平和とか安全とかといふものは実に着実な努力、また国際寄与も着実な努力が必要なんです。それで私は言つてゐるので、南北問題その他、そういった問題について乏しいながらも努力するといふのは全く賛成です。それはそれで結構です。

次に、米ソの国防白書を見て感ずるのですけれども、軍事バランスといふことが、ソ連のたとへば海軍なんかの増強ぶりはここ十年大變なもので、これは日本の国防白書にも出てゐるわけですが、けれども、この軍事バランスが平和を維持してゐるという必要悪みたいなもの、これはどうにもならない一つの認めざるを得ないものですけれども、八〇年代のバランスといふものを考えたときに、若干の国民の不安といふものがあるのは、今度の国防白書を見ても、アメリカはヨーロッパ第一主義といふことが、ヨーロッパには実に軍事力の増強を圖つてゐるわけ、戦車などを初めとして、しかも恐怖の核抑止力を信じてゐるわけにはいかないといふことを言つて、通常兵器による戦争の危険の可能性といふものを訴へてゐるわけですよ。通常兵器による戦争の危険といふものはヨーロッパにあるといふことを訴へて、ヨーロッパには通常兵器の増強を圖つてゐる。ソ連も、もちろん、戦車その他大變な増強を圖つてゐる。それは相互の関係でそうなるんでしょうけれども、ヨーロッパには非常に重点的に力を入れてゐる。考へてみれば、第一次大戦、第二次大戦、すべてヨーロッパから始まつてアジアはあとから出てきたんですから、ヨーロッパが第一だといふこと

はわかるのですけれども、第一がヨーロッパ、第二が北東アジアといふことになるのはアメリカの世界戦略としてわからぬではない。ただ、アジアは非常に大事だと言ひながらどこまでやつてくれるのか、アメリカは。また、日本はそういうものを頼りにしなくても平和と安全が保たれるのかといふたようなことについての若干の不安がベトナム以後において国民の間にあるような感じがするのです。これはどういふふうな理解したら、國民に理解してもらうたらいわけですかね。

○国務大臣(福田直道) 軍事上の問題は、私が発言しますと、誤解をよく受けますので、注意をしながら申し上げますが、国防白書から見ると私の感じでは、特にNATOの方にアジアの方から持つていつて強化するといふふうではなくて、おつしやるとおり、前々からNATOが重点であり、第二番目がこちらの方だったわけでありまして、ただ、こちらでは変化があるのは韓国から地上軍を撤退するといふことだけが少し変わつておりましたが、太平洋——北太平洋あるいは西太平洋における展開部隊の戦力はこのまま維持するといふことが大抵今度の国防白書であるといふこととが、それから国際情勢から見ても、予見される将来に非常な紛争が起るとも考えられませんが、朝鮮半島においても、これは米中ソともに現状維持といふことが大抵の度でありますから、北と南の軍備の均衡が保たれておりますから、ここでも予見される近い未来において大きな紛争はない、こう判断しておるわけでありまして。

○森野章君 防衛局長、八〇年代の日本をめぐる軍事情勢といふものを考えたときに、アメリカの第七艦隊も、ソ連の太平洋艦隊も潜水艦に核を積むのは常識だと思ふのだよね。いまでも積んでゐるんじゃないかと思ふのだけれども、どうですか、その辺は。

○政府委員(伊藤圭一君) 潜水艦の中には、いわゆる核を搭載したポラリス、いわゆるSLBMといふ型の潜水艦がございます。それから、同時に、攻撃型の潜水艦にもいわゆる魚雷その他で核

装備が可能であるといふふうな考へております。

○森野章君 それから八〇年代になると、巡航ミサイルを潜水艦に装備するといふことも、これまで常識じゃないだろうか、どうだろう。

○政府委員(伊藤圭一君) 巡航ミサイルはいま開発中でございます。これをどういふものに搭載するかといふことはまだ詳しくは存じておりませんけれども、艦船、飛行機等に搭載されるということが予想されております。

○森野章君 艦船と言つたつていろいろあるがな。

それで問題は、この間ミッドウェーが横須賀へ入つてきたときに戦術核が載つていたか載つていなかったかといふことで衆議院の方でもいろいろ論議があつたわけですね。アメリカの世界戦略といふものの中で、たとえば原子力潜水艦に核兵器を積むといふことが必要なら、これを阻止する力は日本にはなからう。阻止するどころじゃなく、アメリカの世界戦略を承認させられるといふ立場ではなからうか、横須賀問題を抜きに、そのことをちよつと聞きたい。

○政府委員(伊藤圭一君) 世界戦略の中で、アメリカは核戦力といふものを戦略核戦力とそれから戦術核戦力といふものを考へてゐるわけでございます。したがひましてアメリカ軍の作戦の中にはこの核戦力といふものが重要な位置を占めてゐるといふことは当然のことでございますが、同時に、わが国の非核三原則といふものがありまして、それに抵触するような形でミッドウェー等が入つてくるといふようなことはいふに考へてゐるわけでございます。

○森野章君 核三原則は、それはアメリカも理解してゐるでしょう。ただ、日本の核三原則といふ一種の国内原則よりもアメリカの世界戦略といふものは強力であるはずだ。これはもうソ連とアメリカ、超大国としてね、強力であるはずだ。その世界戦略の中で、原子力潜水艦が核兵器を持つといふことはばくはあると思ふんだね。

その場合に、たとえば横須賀へ入つてきたと、

あれは三原則に反すると騒ぐんだけれども、そういう世界戦略というもので平和を維持するんだという世界の宿命であるならば、非核三原則が国連の人権宣言ほどの値打ちもないし、私は、三原則で、つくり、持ち込ませずというのはいいことなんだけれども、守らなきゃならいせんけれども、領海十二海里の外を核兵器を持った軍艦がうじゃうじゃして走っているのは安全で、十二海里から中へ入ったら危険だという論理は物理的に成り立たぬだろうと思うんです。十二海里と言ったらずぐそこだよ。その外側をソ連もアメリカの軍艦も要するに核を積んでいるんだよ、十二海里の中へ入ってきたら危ないんだと、こういう理屈は実はきわめて御念論であるから、私は、核三原則というものは、やはり安保条約のもとに横須賀軍港を基地として、何とか認めて、認めている以上は、海軍だから、陸へ持ってくるんじゃないんだから、わざわざ十二海里の外で外せというばかなこともないんだよ、外す必要もないわけだ。十二海里の外が危なくなると、十二海里の内が危なくなるといふみたいな理屈で言っているもんだから、いつもよいいな騒ぎばかりしていると思う。

これは三原則の放棄でも何でもありません。私はもつとリアルな判断を必しとしなから非常な混乱をするだけだと思ふんですね。港の中へ入ってきたら外で走り回って衝突するより安全かも知れないんだよ。要するに、論理的でないと思ふんだ。だから十二海里の外もいけな、非核地帯をつくれというようなことを言うんなら、あるいは軍縮問題でいくなというとなら、これは実にりっぱな話なんだ。十二海里の中と外で何かや合っているというばかばかしい議論を衆議院、参議院を通じて予算委員会でもいってやっています。これはばかばかしい議論だと思ふんだが、どうだ、これ、政府はやっぱりまともな答弁できないかな。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生は危険性の問題だけでおっしゃったわけでございますけれども、衆議院の予算委員会でも御説明したわけでご

ざいます、今度の国防白書にも明らかにされておりますように、戦術核でも使用するということは全面戦争にエスカレートする危険があるから、これは十分注意しなければならぬということに特に明記してございます。このことはアメリカの国防白書では初めてはっきり言われていることとてございまして、実は、十数年前に……

○森野章君 簡単に簡単に、時間ないから。
○政府委員(伊藤圭一君) ソ連も言っているわけでございます。したがって戦術核を使用する戦術というものが極東においてすぐ行われるというふうには考えられないわけでございます。そういう意味で日本の非核三原則を守るといふアメリカの立場というものがアメリカの核戦略というものを大きく阻害するというふうにも直ちに考えられないわけでございます。

○森野章君 まあこれは伊藤君にそんなこと答えると言つても無理かしらぬが、余りいつまでもごまかきぬ方が私はいいと思ふんだよ、物事は堂々とやつた方が、国防なんという問題は。だから、これは研究問題だと思ふんですよ、政府、自民党を挙げて。

それから、もう時間がだんだんなくなってきたので、法制局長官、お待たせして済みませんが、ミグ25がこの前入ってきたでしょう。それでリーダーでつかまえられるという防衛庁を非難したりなんかしたんだけど、仮にリーダーであれつかまえても、そしてあのミグ25が逃亡しやなくてね、やっぱり日本を偵察する——東京急行というの、領空侵犯の事例はどのぐらいあります、年間、一言。

○政府委員(伊藤圭一君) 領空侵犯というのは、実は、過去二十数年間で四件しかございせん。
○森野章君 これから日ソ関係がどうなってくるかわからぬが、いずれにしても仮定の問題として、領空侵犯をやつて、それでスクランブルとして、領空侵犯を二機ぐらい飛び立っていくわけでしょう。ところが、正当防衛と緊急避難という論理、そういう論理でもって一種の領空侵犯機を迎

えるわけだよね、迎え撃つんじゃないで迎えるわけだ。それでこの領空侵犯機がたとえ非常にずうずうしくてね、北海道から低空飛行ですつと仮にやるとするんだよね、それどうにもならないんだよね。だから、あれはリーダーでつかまえられるなかつたなんて非難しても、これどうにもならぬことで、リーダーで仮につかまえても、たとえば堂々とした侵犯機でもつとこうやってきて、向こうが撃たなきゃこつちは撃てないんだ、正当防衛だから。こつちからは撃てないといううなこつちになつていこうと思ふんですよ。そして国際公法、戦時じゃなくて平時の国際公法上の慣例では、一体その迎が、伊藤君、どうなつておるんだね。領空侵犯をしたときの侵犯された国の態度というかな、それは。

○政府委員(真田秀夫君) 御提起の問題は、法律的に申しますと、国内法の面と国際法の面と両面あると思ひます。

国内法的には、御存じのとおり、自衛隊法の八十四条に、領空侵犯が行われたときには、自衛隊はこれを着陸させ、またはわが国の領域の外に上空から退去させるために必要な措置をとることができ、こういう制度になつていこうわけなんです。ざいまして、いまの低空上空かというところは、実は法律的には余り関係のないことであります。それから日本の自衛隊では探知できない、つかまえられるのか探知できないじゃないかというの、これは事実問題でございまして、私の方からお答えする限りではないと思ひます。

それで、わが国の領空を侵犯した外国の軍用機を仮に探知したと、そういう場合には、いま申しました八十四条で必要な措置ができる。こゝまではまず問題がないわけなんです。こゝまでは、まあ、必要な措置としてどこまでのことができるかということになると、国際法的な面がずいぶん重要視されるわけでございます。

そこで、まず、領空侵犯機に對しまして、自衛隊の航空機は、通例は、そこで警告を発する。もうあなたの飛行機は日本国の領空に入つていま

す、出て行つてくださいという警告を発する。あるいは最寄りの飛行場へ着陸しなさいという警告なり命令を発する。それにも従わない場合に、それじゃ撃ち落とすといういかどうかという事、詰まつた問題になるわけですが、そういう国際法があるとは私たちは承知しております。むしろ、外務省の御説明によりまして、警告を発した段階で、警告に従わないからといって直ちにこれに追撃、その他の武力による対抗措置がとれるかと、それは無理であらうというふうでございまして、やはりそういう外務省の御説明は、裏から言え、現在の一般国際法から言え、その程度で、つまり警告に従わないという程度でこれを撃墜するということはむしろ国際法違反だということになつて、日本の憲法で言え、むしろ九十八条の問題になつてくるんではなからうかと思ふわけでございます。

○森野章君 威嚇射撃はどうなの。
○政府委員(伊藤圭一君) 威嚇射撃といひますか、警告をするときに信号射撃といふことはあるわけでございます。これは警告を発する方法で、まずボイスで国際信号を使ってやる場合、それからバンクを使って視認するような形でやる場合、さらに信号射撃というようなこともあるわけでございます。

○森野章君 そうなると、結局、モラルとか、法的な根拠は「必要な措置」と法制局長官は言うけれども、必要な措置というのは別に具体的極限ではないわけだ。抽象的極限だから、必要な措置といふものは、確かに撃ち落とすなどというやうなことを言っているわけではないし、それから正当防衛といふのは、ほくはあと思ふけれども、正当防衛といふのは向こうがやつてこなきゃこつちもやれないというところだから、それはやっぱり簡単に言うと、結局、モラルみたいなことになつちやうのか。

たとえば領空侵犯をやつて、結局ずうずうしい者が勝つた。もう威嚇射撃も、もちろん撃ち落とすこともできない。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。

冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。

冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。冷戦時代にはずうずうしい者が勝つた。

やっただけでも、いまの段階では、とにかく後ろに二機くっついて、領海の外へ出るまで行って、また帰ってくるという商売をやっているんだということなんだね、結局は、簡単に答えてくれ、時間がないんだから。

○政府委員(伊藤主一君) 現実の問題といたしましては、世界各國がどういうルールでやっているかというところは、これはわかりません。というのは、それぞれの国が発表しておりませんから。しかしながら、いま自衛隊がやっているような形であるということは考えられるわけでございまして、先ほど、私ちょっと間違つて四回と申し上げましたが、五回あるうちで、意圖的に侵略といいますが、侵入してきたというのはあのミグ25のときだけでございまして、あとは計器の故障なんかで警告を発するとすぐ出ていったというのが実態でございます。

○森野章君 伊藤君、やっぱりよその国のことはわからないというのは不勉強なんだよ。そんなことはもつと勉強して、できるだけ國際的なレベルで物をさばっていくという充実した内容を持っていかなくやならぬ。それがやっぱり一つの防衛の姿勢だと思ふのですよ。

これは長い長い國家と國家の對立の歴史の中で、國際法というものはかなり普通の法律と違つてびしっとしたものじゃないけれども、何かぼくはあるだろうと思う。U2機なんかがよくおつたとされたな。ああいう冷戦時代のことは別としても、私は、極言すれば、モラルだけなのかどうか。あるいは國連というものが非力になったとはいへ、國連もあるんだし、そういうようなことを、よその國はわからないという程度でいいのかどうか。

これは一種のミグの後始末の問題なんだけれども、いづれにしても、たとえば幾ら言つても誘導に乗つてこない、外にも出ていかないというときは、威嚇発砲ぐらいすることがあつてもいいような気がするのだね。しかし、威嚇発砲したからって、法制局長官、これは憲法上の國際紛争に武力

介入したことは私はならぬと思うのだけれども、どうだろうね。

○政府委員(眞田秀夫君) わが國の領空を侵犯した外國の軍用機が、わが國の自衛隊の航空機に對して発砲してきた。つまり抵抗をしてきたので、まあ正当防衛のようなものですから、それでそれに反撃を加えて撃ち落とすこともあり得ると思うのです。これはいまおっしゃいました憲法の第九條とは關係のないことなんで、第九條というのは、國權の發動としての戦争なり、武力による威嚇、武力の行使はしない、それは國際紛争を解決するための手段としては放棄したと言っているだけでございます。しかし、獨立國としての國有の自衛權を否定しているわけではない。これは國連憲章五十一條にあるとおりでございます。そのわが國に對する武力攻撃というのは外國からの計画的組織的な武力攻撃というふうに解されますので、通例の偵察に來るとか、あるいは先ほど防衛局長から説明がありましたように故障で入ってきたとか、それがその途中からわが方に對してまたまた抵抗をしてきた、これを撃ち落とすということは、これは正当防衛のようなものであつて、憲法九條とは關係がない、そういうふうにかへます。

○森野章君 あと一つだけ、眞田長官にちょっと。最近、衆議院の論議の中で、防衛力の相對的な觀念で、つまり相對的に防衛力が増強されることは何か歯どめがないというような議論が出た。私はそれは思ふぬけれども、歯どめがないという議論が少し出てきたから、それは間違ひだと思ふのだが、長官から、ひとつそのところをびしっと説明してもらいたい。歯どめがないということでは無論おかしいのでね、それを最後にひとつ。

○政府委員(眞田秀夫君) いまおっしゃった問題は、これは一月の三十日に參議院の予算委員會で私が御答弁申し上げたのが誤り伝えられました。そして歯どめがないじゃないか、從來の政府の見解を改めて新解釈を出した、あるいは憲法の拡張

解釈をしたというふうに伝えられました、それで大騒ぎになつたわけなんです。私が申し上げました眞意は、それは防衛力というのは、自衛力というのはやはりわが國を守るわけなんでございまして、諸般の事情はもとより、そのうちの一項目として軍事科學が進んで外國の軍備が非常に精巧になれば、わが國を守るためにはやはりそれに足るだけの軍備の進歩、自衛力の進歩は必要である。しかし、それは無條件に伸びていいものではないのであつて、それは憲法上の制約はもちろんです。ありますというところははつきり申し上げておるはずでございます。

○戸叶武君 きょうは、關田外務大臣が、あすを控えて、福田首相と安倍官房長官と三者で話し合ひをやつて日中平和友好條約締結の最後の詰めをやるというので、すでに腹は決まつていっていると思ひますが、新聞記者の諸君が大平幹事長に聞くところによると、大平幹事長も、福田首相が決断を示せば、その段階で党内の意見調整を行うということとを言っているの、すべて問題はあすにかかわつていふと思ひます。

あすを前にしての今日でありますから、率直に——關田さんは直といふので、率直をもつて特徴としていふようですから、きわめて率直にこの大きな問題に對して、大体三月ごろは行く予定だといふことまで憶測されていふんですが、憶測では物足りませんから、どういふふうな煮詰めと、タイミングはどうとていふか、それを率直に答弁してもらいたいと思ひます。

○關田大臣(關田直君) 率直に言へといふことでありますが、私はどうも口が下手でありますので、ふんわり物が言えない。ときどき問題を起こしますから慎重にお答えしたいと思ひます。

私が訪中するとか、あるいはその他のことはほとんど全部推測記事でございます。ただ、申し上げられることは、日中友好條約交渉再開についての手順、段取り等について話し合ひを始めたことは事實であります。したがつて、だんだん時期が迫りつつあるといふことは申し上げられるわけで

ありますけれども、締結の時期であるとか、私が訪中する時期であるとか、段取りがどうなるかというところは、いまの微妙な段階では、どうしても申し上げるわけにいきませんので、御勘弁をお願いしたいと思います。

○戸叶武君 これは非常に重大な問題ですから、福田さんでも關田さんでも慎重過ぎるほど慎重にやつていふんだと思ひますが、この條約の問題点はほとんど煮詰まつておりまして、去る十四日、佐藤正二中國大使が中國外務省の韓念龍次官を訪ねた際にも、先方から、日本側でやるとなればいつでも受けるという態度で万々中國側の腹は決まつていふのです。決まつていないのは日本だけだと思ひます。

そこで、最終的な詰めの段階に來てもまだ慎重をきわめていふのは、一つは、やはり關稅問題の條約における取り扱ひの問題と、一つは、ソ連に行つて率直に外務大臣は日本の腹を示して、向こう側の同意を得る——立場立場があるんですからですが、踏み切つた発言をしていふと思ひます。

それに対する対応といふものも多少あると思ひますが、先ほどの質問の方は大變心配しておりますが、やはり外交は複雑怪奇な面はいつてもありますが、すけれども、みずからの主体性を確立して相手を説得するだけの見識と決断があれば外交なんていふのはやらない方がいひんです。相手の顔色を見ながら物を言うといふのは、これは笑罵的な外交です。やはり誠意が立場立場で通ずるか適じないかは別問題として、とるべき手順は踏んで、そしてやつてきた關田さんの態度は私は高く評価します。その成功、不成功は別として、外交といふのはかくあるべきといふことを一度政府みずからが示さなければ、日本の政府は何をやっているんだらう、福田さんは夜が來たか昼が來たかわからないうようなお方だといふ評判まで出て、ついでに關田さんまでその仲間へ入れられちゃうんですが、そういうふうには、私は、物には國と國、それぞれの立場がありますから、それは一応配慮しなければならぬが、踏み込むべきときには踏み

込む、決定すべきときには決定する。政治家の生命は見識であり決断であり、その出処進退というものが私は政治の価値を生むのだと思いますが、園田さんは私が言わなくてもそういう哲学を持っている方だと思います。

問題は、この覇権の問題ですが、中国では覇権問題というのはいま始まった問題ではありません。中国革命の父の孫文が、ソ連と手を握って軍閥打倒をやるという最後の瞬間に日本に来て、神戸で日本に訴えたあの大アジア主義——大アジア主義なんていうのは日本側でつけた題にすぎないんですが、あの中で側々として日本国民に訴えたのは、西洋と日本を便宜上彼は区別して、西洋の覇道主義と東洋の王道主義というものを対比して、われわれは王道主義で行くのだ。日本は大変アジア民族に対しては日露戦争に勝ったことにおいて白人帝国主義にじゅうりんせられたアジアに希望を与えた。けれども、その後のやり方というのは西洋の覇道主義に影響を受けているが、その底には、まだ東洋の王道主義的なものがあると信ずるという形で訴えたのであって、彼のねらいはやはり不平等条約の撤廃、特に治外法権の具体的な撤廃、そういうことに重点を置いて、当時としては米英帝国主義に対抗するために、孫文は、ソ連は手を差し伸べてくれたが、ソ連だけでなく、日本なりドイツなりと結ぼうというこの模索の中での訴えをしたのだと思います。抽象的に日本ではきわめて古い形の大アジア主義者が孫文の言葉の片言隻句をとらえて物を言っています、あの現実の政治家として高い理想を掲げながら、最後に訴えた訴えというのは今日の中国がそれを堅持しているのです。

【委員長退席、理事鳩山威一郎君着席】

中国はいろいろな点で欠点もある国民です。しかし、中国の外交の中には貫くものがあるのです。一貫性があるのです。私は、信義というものを重んじ、一貫性を持ち、誤ったことに対してはこれを変えていくという勇氣もあると思うのです。そういう点を、園田さんは、どのように覇権問題を

めぐつての中国側の苦悩と模索と前進についてつかまえておりますか。

○國務大臣(園田直君) ただいまお教えいただきました孫文先生の最後の「日本の友人よ、王道を捨てて覇道を取るなかれ。」という演説は、私もいましみじみ読み返しておるところでございます。

覇権問題では、すでにこれは論議の対象ではありません。日中共同声明で明確に示してあるところでございます。この立場によつて処理すべきものと私は判断をいたしております。しかし、この覇権問題をどう取り扱うかというところは、これは条約の中身の問題でございますから、いま申し上げるわけにはまいりませんが、全文で御理解を願いたいと思います。

なお、外交について勇氣を持ち、正しきことを行い、堂々と主張するところは主張し、見識を持つてやれというありたいお教えは深く胸に刻んで、この問題を処理したいと考えております。

○戸叶武君 いま今日の時点における日中平和友好条約の締結というのは、日本と中国だけの問題でなく、日本が平和憲法を守り、非核三原則を守り、核拡散防止条約に対する締結に踏み切り、そして前進している平和共存の外交の基本路線——やはり外交と防衛の問題、広い意味における安全保障の問題は国の大事であります。これに対する基本線を揺るがすような形でいろいろな兵器が変わってくるから、それに沿つて防衛力を増大しなけりやならないというお気持ちもわかります。それけれども、いま世界の大勢というものは、ソ連とアメリカが戦争するようなことは絶対にありません。どつちも傷つてマンモスのごとく滅びていくことはありません。自分の危険が内在していることは百も承知なのはソ連とアメリカであり、自分の方で兵器をつくり、それを世界じゅうに平気でばらまいて、そして至るところでトラブルを起こしていれば軍需産業はもうかる。もうかるついでに賄賂もその中へ贈り込もうというのでやっているのが今日の世界各国を腐敗させて

いる根源じゃありませんか。

私たちは、アメリカが人権宣言の精神を強調し、及び何とかして軍縮の方に前向きなゼスチュアは示しておりますが、アメリカでもソ連でもまだ踏ん切れないのは——一番踏ん切つて、アメリカにでもソ連にでも、世界の発展途上国の共鳴を得ながら、微力なりといえども世界の世論を形成して——そしてこのできない戦争を幻想的に戦争の危険があるかのように不安感を与えて、朝鮮と連合して本物の演習をやるなんてことをやつて刺激するようなやり方はあたり迷惑です。

【理事鳩山威一郎君退席、委員長着席】
こういうやり方に何らの抗議もできないで、唯々諸々として、とにかく安全保障にはアメリカに頼っていないけりやならない、ソ連を刺激しやいけない、こういう受け身の形だけでは、平家の公達が減んでいったように、日本は受け身の中に何にもできないで減んでいくんです。

いま、軍縮の問題に対してあるいは核兵器の問題に対しても、国際会議において予備会議とも言つておられるが、さて、日本の外務大臣、奥にいらる総理大臣は何を考えて、露払いに何をやらせているのかわけがわからぬというのが世界の私は一つの疑惑だと思ふんです。

もつとやはり大事なものは、一國の総理大臣が民族の悲願を担つて全人類を——秦野さんが言つたように、理想主義というのには甘つたらい汁粉のようなんもんじゃないんです、魂が厳しくこもつて全人類の心を揺すぶらなけりや、そんなものは何の力にもならないんです。いま日本がやる外交における大きな力の源泉は、原爆戦争なんかやつたら人類は滅びる。アメリカもソ連もそれがわからなはいはずはない。人に迷惑をかけるようなことはしちゃいけない。武器を海外に輸出しやいけない。と言いながら、中近東にどんどん武器を輸出しているじゃないか、こういうことは改めなければだめだと言つて具体的な事例によつて立ちまはだかつて、各国とともにそれを抑えるんじゃないやなくて、何

かうまいことがあつたならば、ロッキードの前例もあるから、ここいらでつまみ食いしても一向に差し支えないじゃないかというようになことを繰り返したら、日本は一番無節操で無氣力で世界を揺るがす何物もなく滅んだその記念物として、国会も墓場に似ているからなんといつてピラミッド型に保存されるようになったら、えらいことになると思う。

私は、そういう点で、この国際会議に、三人も外務大臣が大体できて、本物は、一番中心は園田さんのようですが、やはり園田さんなり福田さんが国際外交舞台に行つて、笑われようが、さいなまれようが、やはり日本は、この道以外に人類の生きる道はない、日本だけの問題ではなくて、アメリカでもソ連でも変わつてもええなければ世界は修羅の世界になつていくと切々として訴えるだけの氣力のない人に、今後の日本の安全保障の問題、外交の問題を託することはできない。護憲運動なんかよりはもつと強い民族死活の問題をひつ提げてわれわれは闘わなければならぬ段階に來たと思ふのです。

大正の二年から三年の時分のあの桂内閣なり、あるいは山本権兵衛内閣をぶつ倒した国民の氣力というものは根底にあるんです。戦争はできないんです。暴力革命も成功しないんです。そういうことに對して明確な回答を持たない。しかも、若者に憤りを与えるようなモラルの低下によつて政治の不信から今日の混迷は出ているんですが、外交の中からそれを一掃していく以外に、私は、日本みずからの主体性を確立することはできないと思ふので、園田さんはつらうと思ふ。つらい立場だけれども、まあ度胸があるのが取り柄だし、感度もいいから、びつこの辺で踏ん切つてもらいたいと思ふんです。

○國務大臣(園田直君) お教えは十分守りました、軍縮總會では、いま教えていただいたようなことを考えながら訴えて帰るつもりでございます。

○戸叶武君 これは、園田さんだけじゃなく、

福田さんもやはりやらないと、世界が、日本というのは金もうけだけやって世界の人人々に何もプラスなことをやってくれないというあれがあると思ひます。

初めは、なかなか聞いてくれないと思う。そんなことは現実離れをしてる空想論と言ふけれども、もう二十一世紀まで二十二年ですよ。フランスの予言者は、四百年前に、一九九九年に人類は滅びるという予言まで、当たらないでしようが、出しているくらいで、予告はいっぱい出ているのです。だれでも良識のある人は、パートランド・ラッセルでも、あるいはアインシュタインでも、この危機感の上に立つて私は一つの物を言ひながら亡くなつていったと思うのです。ああいう彼らやトインビーに流れているような高邁な精神が政治の中に躍動しなければ、政治というものは醒べつきません。インフレなんというのは政治の信用です。ドイツのインフレがとまったのもデノミじゃないんです。政治の信用を取り戻したことによってインフレの困難がとまったんで、いまのような金さえあれば、権力さえ握れば悪いことはしほうだい、金はもうけほうだい、弁護士であろうが裁判官であろうが、ある力を持つて動かせば何でも唯々諾々として応ずるというふうな風潮は日本の滅亡寸前の姿です。

このことをいままで日本から出てきたいろいろな予言者は言つていた。いまはその予言者すら出てこない。もう出てくる余地がないほど私は悪い気流の中に包まれていると思う。これが危険だ。危険を知らないで火を放つとガスが爆発するんです。私はその寸前に来ていると思う。これはまじめな人が今日それを言っているのです。個々のいろいろな、私は、あの国会の論議、委員会というものの論議も速記録を十分読み、新聞も読んでいますけれども、本当に民族の心を揺さぶるだけの論議がどこでなされているんですか。毎日、教育に熱心な奥さんたちが自殺したり、子供が不良になったり自殺したりしているが、この生きた悲劇に対する回答が政治の世界のどこに出

ているんですか。私が残念でならないのは、減税、これも理論がある、しかし、そのぐらゐの減税では何にもならないぞと、これも理屈がある。しかし、借金主義でいけば後で返さなければならぬぞ、負担も重いぞと言うが、この福祉の問題なり教育の問題なりに、いろいろな審議会だなんだと言っているが、抜本的にこれに回答を与えていない。せめて外交の世界で日中平和友好条約を通じて、日本も中国もけちな考えでなく、世界の人々の心を揺さぶるような、みずからも規制して、そうして相手を思つて言うところへ行かなくちゃだめなんじゃないですか。

いまの自民党の中で――あの中ソ友好条約の軍事条項、特に朝鮮事案が起る一年前、日本とアメリカとが軍事的な協定を結ぶであろうという予測の前に日本を仮想敵国として条約を改定したのは事実であります。しかし、あの改定の際のソ連の態度のむなしさを腹から憤つて、毛沢東なり周恩来がソ連と離れていったのも事実じゃありませんか。政治は条文、形式じゃないんです。心がこもつてない、魂がこもつてない条約なんか百つくつたつて、そんなものは何の役にも立たないんです。私は、もう本当に条約の末端に立つたのではなく、現実において中国とソ連が兄弟国と言ひながらも、あのような対立が生まれているじゃないですか。条約じゃない、条文じゃないじゃないですか。民族の心に違反するような、心温まるものがない以上は、どんな条約を結んでも人を動かすことはできないんだと思ひますが、ソ連と中国の間を往來して、外務大臣は、どのように中ソ間におけるこの対立の現状、それを超えて日本が入つたならば、いわゆる対立でなく、それを超えてもつと平和共存の体制をつくり上げるといふ自信をお持ちか。

対立の方向へわれわれが行くんでなくて、やはり中国も日本もふん抜けた、ヤルタ協定であれば悲劇的な運命の中に、フランスもソ連も、侮辱された日本も、その解消は日本の外務大臣はいままで言っていない。われわれは樺太を返還しろ

じゃない、千島を返還しろじゃない。ソ連、イギリス、アメリカ共同で戦時中における軍事謀略協定を、みずから次の平和条約をつくるべきときには解消するというのが未来の平和を保障する基本的な条件であり、姿勢じゃありませんか。それをサンフランシスコ講和条約であろうが何であろうが、受け入れようが受け入れまいが、烈々として訴える勇氣と見識がないところに今日の日本の外交の自主的な姿勢が欠けたんだが、まあ過去を言つてもしょうがないから、今度は私はしっかりと形で、なるほど日本も中国も憤りを胸に秘めながらふん抜けたな、全人類のために訴えているんだなということ、あつと驚く為五郎じゃないが、びつくりさせるような条約を仕上げてもらいたいと思うんですが、どうですか。あんなならどうもできそうな顔をしてる。

○國務大臣(岡田直孝) 私は、モスクワで先ほどの問題が出た最後に、戸叶先生ほど高邁な意見を言ひませんでした。私もあなたの方兄兄弟の國であるべきはずだと、その兄弟の國の争いを、両方の争いならともかく、その飛ばつちりを日本にかけられてきては困る。日本はむしろおたくの國と中国がいつの日にかは仲よくなることを願ひます。必要があればいつでもその仲に立ちたいと思ひます。このことは訴えてまいりました。

そのほか、いろいろお教えいただきましたことは、日中友好条約締結交渉に入りましてならば、いまのお教えを聞いて、本当に世界の人々の平和を願う人、こういう人々が喜ぶような条約をつくり上げたいと考えております。

○戸叶武君 そこで、ぐつと下がつて、一つの貿易の問題に入りますが、日本の財界人の巨頭連申も世界の方々じゅうを回っている間に大分聰明になつて、世界的視野で外交を考えようということころまでは来たようで、なかなか勇氣も出てきたようであります。ソ連にも行き、中国にも行き、アメリカにも行き、ECにも行き、どうも金のあるやつはうらやましいと思ひますが、こうやって世界と接触している間に、石頭もずいぶんやわらかにな

つて、時勢を見てきたと思うのです。そこで、中国側でも、きょうあたり決まるんかと思ひますが、大幅な貿易拡大に應ずるようですが、これをどのように外務大臣は見えておられますか。

○政府委員(中江要介君) 日中長期貿易取り決めがいよいよ調印されたということでございまして、政府といたしましては、もちろん日中間の將來の發展を念頭に置いて今回の妥協を歓迎しております。これによつて日中關係が政府間のみならず、あらゆる分野でさらに友好的に發展していくことを期待している、こういう受けとめ方でございます。

○戸叶武君 上海その他に大規模な製鉄所をつくるというあの問題は、外務省としては正確に把握しておるんですか。

○政府委員(中江要介君) 外務省といたしましては、現段階では、まだ新聞報道以上のものを正確に把握しているという段階ではございませんで、民間での話し合いの進捗状況に応じて、政府としての側面的あるいは直接の協力の分野があるならば検討していく、こういうことでございます。

○戸叶武君 何かアメリカが日本の貿易拡大に伴う延べ払い方式に対して、中国に特別の便宜を図るんじゃないかという、少しおせっかいな話ですが、それで一つのいちゃんをつけてきたというんですが、その真相はどういうのですか。

○政府委員(中江要介君) 日中間の取引についてアメリカが具体的に何かいちゃんをつけたというふうな事実は、全くございません。

○戸叶武君 毎日新聞に載つてゐる「中国要請の輸銀延べ払い緩和」に対してアメリカが反対を申し入れたという内容の記事は、全くこれはないのですか。

す。

「中国の延べ払い債務は、米商務省調べで四億二千百万ドル（昨年は四億二千百万ドル、来年は三億五千百万ドル）にのぼるという。このため中国は、わが国の政府、財界に対しても「年利は六％程度、頭金はゼロで、返済の据え置き期間も長く設定してもらいたい」と非公式に申し入れていた。」これに対するあれですが、アメリカのクーパー國務次官、國際經濟担当者ですが、クーパー次官の意見が「西側諸国が無秩序な輸出信用供与競争を中国やソ連・東欧諸国に対して行うことは、自由諸国の政治的團結を保持するうえで問題があり、中国などの一方的利益にしかならない」という理由を述べているということですが、全然そういう情報は入っていないんですか、外務省には。

○政府委員（中江要介） いま後段でおっしゃいました、先進国間の開発途上国に対する援助についてのいろいろの紳士協定の話は、これは前々からございまして、ただ、日中關係について特にアメリカから日本側に公式に何か言ってきたかということは、そういうことはございませぬ。

○戸叶武君 先ほどの外務省の予算説明の中においても、外務省の予算の半分以上が海外經濟協力の方に向けられているというふうなお話でしたが、先ほどコムとチンコムの話があり、コムはなくなつたがチンコムはまだ生きておると思いますが、コム、チンコムが生きている時分に、とにかくニクソンさんは、アメリカ自身の景氣回復なり行き詰まり打開のためには、自由主義國家だけを相手にするのではなくて、中国やソ連ともあるところまで手を結ばなければいけないという決意のもとに、頭越しで中国、ソ連訪問をやつたんだと思ふんです。

いまアメリカ自体は、いろんな關係があつて、ヨーロッパに力を入れているのが事実で、軍事力もいろんな点においてもアジアから手を引いて、日本の防衛や軍備をもう少し拡充しろと言ひながら、貿易の面の拡大は抑えようとしているのでは

アメリカとしては都合のいい考え方ですが、日本の行き場所がなくなる。アメリカでもECの国々でも、日本の貿易のやり方に、間違ひもあるでしょうが、いま中国と日本とが、中国の簡単に言えば近代國家になるのをいろんな理屈はつけるが、もつと遅いテンポにしろというところにねらいがあると思ひますが、中国でも、私は、近代化が進むならば、硬直した姿勢よりはもつと自由を拡大し、もつと民族の繁榮をしなければならぬといふ、古いこぢない形の全体主義的な國家から脱皮していかなければならぬときが来る。これは余計なことを他國にやらなくても、歴史の必然であります。

そういうときに、人權宣言を口にし、自由を強調し、そして世界の平和共存を説く國々が、なぜアジアにおける隣接の中國に対して、イデオロギーや國家性格を乗り越えて、人道的見地に立つて日本が友愛の實を示そうという努力に対して不動金縛りのようなことをするのか。それは立場立場があると思ひますが、これは外務大臣を中心として三人の外務大臣並みの人が本當に力を込めていけばわかつてくれるんじゃないかと思ひますが、それをしてもわからないと思ひますが、どうですか。園田さん、これから頻りに國際會議が開かれるんですが、その一つ一つの場合において、あなたがソ連に言ひづらいことでも言うべきことは本當に本音を——本音とたてまえは違ふんだなということを言わないで、真実を訴えているように、真実を訴えていけば、おのずから私はわかつてくれるのじゃないかと思ひますが、どうですか。私は、そういう意味における人的交流なり相互理解が欠けているところに問題があるんじゃないかと思ひますが、あなたはどういふふうにお考えですか。

○國務大臣（園田直君） チンコムはすでに停止されております。コムもだんだん緩和の方向へ行つておりますが、この問題についても、いま仰せられたような線で、日本と中國が逐次經濟が拡大していくように努力をしたいと考えております。

○戸叶武君 日本は財界人は、中國だけでなく、

アメリカの方にも行つて輸入促進をやろうというので、大型の訪米團をつくつておりますが、いろいろな形で日本の財界人なりあるいは政治家なり、とにかく一応アメリカなりソ連なりにも気がねしなればならぬと思ふんですが、やはり本當のことを言うならば、私はわかつてくれるんじゃないかと思ふんですが、それができないところの一つの大きな問題点があるの、この前も、私は漁業の問題と食糧の問題で農林大臣にも来てもらつてお話ししたのは、牛場さんなんかはどうもアメリカ一辺倒かと思つていたら、牛場さんなんかやつぱり言うべきことはあるところまでアメリカで言つておられますが、言うべきところで本當に言わなければならぬような日本の、非公式かどうか知らないけれども、農林關係の權威あるお人たちがこのアメリカに行つても、あんまりはつきりしたことは言わないで、見物でお歸りのようにだけれども、これでは、とにかくアメリカの間選舉を前にして、アメリカの農村部の議員が一つでも選挙民に有利なことを日本に求めようという心情はわかりますが、アメリカのそういう農民代表の意見だけをほとんど聞き入れてしまつて、日本の農民なり漁民を犠牲に供するというようなやり方では、一体、どちらの國の農民代表であるかという、そろそろ日本の農民もばかじゃありませんから、各地方からそういう意見も出てきております。

これは、議員だけでなく、日本の政黨なり政府なりの政治姿勢というものに対して、アメリカに対しては日本は弱いんだから、今度はおれの方でも、カナダもやり、あるいはソ連の方でも、アメリカの言うことを聞くのにおれの方をなめていという形であつたら、日本はなめられほうで終わつちゃうんじゃないかと思ひますが、これは外交の中に貿易の問題、食糧の問題、エネルギーの問題、きわめて重要性を増した問題が内在しているんですが、これに対して、中近東その他を回つてきた経験もあるところの園田さんは、どう

見ますか。

○國務大臣（園田直君） 中近東は、それぞれの國で若干の相違はありますが、第一は、資源のない日本が心配しているよりも、産油國の國々自分たちが石油がなくなつたらどうやって國をつくつていくのかというのを深刻に考へていて、中東諸國が求めておるのは、自分たちが資源がなくなつた未來のことと考えて國づくりをした、その國づくりに対する協力を頼むというのが真意でありますので、それから出發をして、私は、中東諸國との貿易あるいは經濟、技術の協力を進めていかなければ、単に石油を売つてくれる國であるから石油を切らさぬようにしてくれという考え方は間違ひである。日本がやはり中東諸國にとつて必要な國である、しかも、その必要な日本役割りは何であるか、こういうことから貿易その他は出発をしていかなければならぬと思ひます。

日本に期待するところをわめて大でございまして、それぞれ國と相互理解を深めながら、貿易あるいは經濟、技術の協力をますます進めていく所存でございませぬ。

○戸叶武君 一つの具體的な事例として、川崎重工業が大型ヘリコプターを、また富士重工業、三菱重工業等が海外に飛行機の輸出のために努力している。川崎重工業の大型ヘリコプターはすでにサウジアラビアで受け入れることになつたということ、これも飛行機といつても軍用の飛行機ではない以上は飛行機生産だつておくれをとるべきではないと思ひますが、中國のような土地はさらに広大な土地であつて、今後においちは鐵道も日本から學ばうと言つておりますが、あの大陸の交通というものはやはり飛行機を相當使わなければ円滑に、なめらかにできないかと思ふんですが、そういうことに対して中國側でも何か飛行機製造の大きな工場をつくるんだというふうな考え方もありますけれども、具體的には、日本側との締結なり、打診なりほどの程度のものが来ておるんでし

ようか。

○國務大臣(園田直君) いま御指摘になりました中東諸国に対しては、港灣であるとか鉄道であるとか、そういうことに対する協力には重点を置かなければならぬと思います。

特に、イランの国は、ほかの国と少し違っておりまして、イランの總理大臣は、私に對して、現在の日本とイランの協力は未來に向かつてかじを修正すべきときだといううらやましい言葉を吐いたわけでありまして、具体的に言いますと、イランの總理大臣は、わが國が持っているのは石油だけではなない、鉄鉱もあれば何でもあるんだから、ひとつ日本からやってきて、技術が入って、そうして第一次産品に對する鐵業というものはここでやったらどうかと、そうして共同でよそへ持つていって、日本はこれを持つていって、さらに高度の工業化をすればいいじゃないかなどの話をしております。それから、そういうことも踏まえて、いま御指摘のようなことに重点を置き、さらに量においてもおみやしていかねければならぬ、このように考へております。

○戸叶武君 いま、政府は、産油國の中でもイラン、サウジアラビアその他、重点的にこれと協力しようという態度を示していますが、具体的に、どのような成果を上げていますか。

○國務大臣(園田直君) 話題としては、港灣であるとか鉄道であるとか、あるいはその他の問題が出てきておりますが、検討する段階に入っているのは、いままで出ておる石油化学のプロジェクトであるとか、その他が出ておるわけでありまして、私の考へとしては、そういう話し合いを詰めてまいりましたから、兩國でもっと話し合いを詰めて、それでぜひ中東諸國に、總理のおいでになることを願つておりますので、總理のおいでになるまでには、そういう具体的な問題の話し合いができるように準備をしたいと考へておるところでございます。

○戸叶武君 このごろは、文化使節的な形で中國で廖承志さんが三笠宮御夫妻の訪中を要請していら

るということですが、三笠宮はオリエンツ研究の學究であり、シルクロードにも関心を持つて、中國の殷墟やあるいは揚子江沿岸、黃河沿岸における遺跡等の研究も相當なされていっていると思ひます。このような相手國から、皇室の人だとかなんだとかというのを抜きにして、とにかく兩方にプラスになるような人の文化交流を進めようといううような考え方というものは素直に受けとめていいと思ひます。さらにまた、皇太子はブラジルに行くようですが、特に三笠宮が今度行かれるということは相當な成果を上げると思ひますが、園田さんは、どういふふうに見ておられますか。

○國務大臣(園田直君) 三笠宮殿下が中國側から招待を受けておられるということは、政府としては、まだ承つておりませんが、情報の程度でございまして、しかし、具体的に外國訪問が実現される前にはいろいろ詰めるべき問題もございまして、いまから具体的にどういふことではありませんが、けれども、私としては、三笠宮が招請によつて外國を訪問されることは結構なことであると考へております。

○戸叶武君 これは考古學者とともに民族學者などというものも、植物學者も動物學者もそうですが、中國とも交流をやらして、政治的な形だけでなく、もっと日中國關係の文化の掘り下げというものもやる必要があると思ひます。

私は、蓉さんという婦人の國際法學者で、お父さんは広東の大學の教授をしており、國際基督教大學を出て、エール大學の大學院を出て、東大の博士課程をやつて、それからいふニューヨークへ行つておられますが、その人が、中國で最初にソビエトをつくり上げた毛沢東に農民組織、農民の中にあるエネルギーというものは無限のものであるということを教えた彭湃君の研究をエール大學で読んで訪ねてきたんです。いろいろな歴史が常に權力者本位に物を書かれておるわけでも、歴史の秘史というか、日中國關係におけるいままでの留學生や魯迅の時代、戴天仇の時代あるいは周恩來の時代、廖承志君の時代、もう日中國關係にお

てそういう中國側にも人が出ておりますけれども、日本でもっと日中國關係の秘史というか、そういうものをやはり人間關係の結びによつて不幸に彭湃君なんかも一九二九年のクーデターで上海で殺され、彭湃君は殺されておられますが、歴史の中において埋没させられておるような人がいっぱいあるんです。

こういう点において、日中平和友好條約と並行して、明治維新における志士をいい悪いは別問題として、よかれあしかれよきものを求めて民族の犠牲となつたような人たちの慰めるような一つの保存も試みる必要があり、これは外務省なり文部省なり、あるいはまた民間團體でしようけれども、やはり歴史が人間を生み、人間が歴史をつくりていくんです。人間を大切にしない國には信義というものは実らないと思ひます。

今度の三笠宮の問題でも、やはり岡崎嘉平太さんのような人が間に入つていられる以上は、これは根拠のある人です。中國側では村田省藏さんとか高橋達之助さんとか岡崎嘉平太さんというのはいずれもは信用していいんです。そうじゃなくて、何かうまいことではないかというふうな形でうろちよろしいたんだ、これはこれも趣味だからとめるわけにはいかないけれども、日中國關係の本當の友好の太い線というもののはつくれないんじゃないかと思ひます。

どうぞ、そういう意味において、そういうことも外務大臣はやはり氣にとめておいてもらいたいと思ひます。ただ、私は、ここで心配なのは、一種のファッション現象が強く出ているんです。新聞の論説にも出ておるけれども、國民投票なんて言いますが、議會民主政治を捨てたのなら別ですが、國民投票という名のものとヒトラーもナポレオン三世もたいな愚かなやつも國民投票というところで出てきた一つのデマゴグです。私は、日本の政治家の中には、はつたりの巧みなデマゴグが非常に多い幅をきかしている時代だと思ひます。いまの政治哲學の中で一番基本的問題は、形式的な民主

政治でなく、やはり内容的な民主政治を求めるのであつて、オリギーカデモクラシーの政治哲學の根源に對する論争よりも、具体的な事實を基礎として私は民主主義の固めをやっていかなければ日本には危ないと思ひます。こういうふうな、いまだれでも論者が考へておるの、第二次世界戰爭の起る前と同じような一つの政治氣流が流れているということです。私はこのことを決してわれわれは無視してはいけなかつたと思ひます。あのテレビなんかを見て、國會の放送は見たくないという人もいふふんふん思ひます。統計をとつてみるといふと思ひます。しんはないし内容は反省していかないと、えらいことになると思ひます。もう政府だけじゃなく、國民のとにかく政治に對する不信、憤りはやはり國會にも向けられていっているんです。

どうぞ、そういう意味において、外交の問題に對しては、十分慎重さは必要であるけれども、やはり一個の文明史觀を持ち、哲學を持つて、少なくとも國の十年、二十年、三十年——二十一世紀まで二十二年ですけれども、戰爭が終つてから三十三年たつていっているんです、あれより短いんです。この三年、私はこの三年間が日本にとつても世界にとつても大變な激動變革の時代だと思ひます。先取りをやつたやつが勝ちです。まごまごしてばかり力を入れて、力を入れなくてもいいところをやらばふん詰まりが来るのはあたりまえのことです。デノミをやつたつて間に合はないです。そんなことは。すべて經濟に對しても外交に對してももっとダイナミックな、タイミングの場合、歴史は生きていっているんです、その流れに沿つて、ああそうだ、あのときは失敗したじゃ済まないんです。

日本じゃ日中國問題に私は力点を置くんですが、あの二十一カ條の失敗というものが中國の青年たちを刺激して、あれが五四運動となつて、新しいナショナリズムの源泉となつて、日本がまたいた種が反日抗爭の中に中國の現在をつくつたんです。日

本の官僚外交と官僚軍部が行った外交がどれだけ日中関係の悲劇をつくったかわからないんです。一九一五年における加藤高明の二十一カ条——大隈が山県一派の策動に乗ぜられて、戦争を奇貨として中国に対して帝國主義的な要求を出したということが日中関係を悪化させた原点です。そしてシナ事変が起きたときのあの蘆溝橋の問題も、石原莞爾のごとき、あるいは柴山兼四郎のごとき、参謀本部においても陸軍省においても若干の見識人があつて、声援とともに下る主張をやつて不拡大を主張したつて、統帥権が邪魔になつて、そうしてどうすることもできない。しかも満洲建國の夢を持つていたが、統帥権を悪用した人々の説教はやはり通じない。むなし形において八年間の全面戦争になり、だれも日本が無条件降服するとは思つていなかったけれども、今後、世界の中における日本がそのような官僚軍部に任じて独善的な、ふざけた外交をやつていけば、取り返しのつかない私は悲劇が出てくると思つたのです。私は、もう武器を持たないのだ、総理大臣でも外務大臣でも自分の体を張つて歴史を刻むという態度を示す以外に民族を守る一つの守り方はできないのだと思つたのです。

私は、そういう意味において、あの二月十一日はヤルタ協定によつて屈辱を受けた日で、八月十五日は日本が無能な政治家をいただいたがために無条件降服をした日である。天長節、紀元節どころの騒ぎじゃない。いまだ日本はこのような悲劇をなめてきながらも、民族が臥薪嘗胆して、かたきを討つてない。前方に向かつて新しい時代を開く、こう天皇も宣言し、憲法は改正しないと誓つて、そういうのにもかかわらず、私は、天皇を利用してみたり、あるいは紀元節を利用してみたりして、反動の齒車を変えようとするようなやり方で、憲法改正で再び統帥権などというものが復活したならば、人民主権は否定されるのであります。民主主義は破壊されるのです。そういうことが堂々と政府・与党の中において露骨に許されるということは、たがが緩んだ証拠です。もしも憲

法改正をしたときに、あれほど世界に誓つた、みづから体を張つて誓つた天皇は即座に退位をしなければならぬ、世界に謝罪しなければならぬ。あんなばかことが平気でとにかく行われるというのは、政府・与党の中に平和憲法を守る本當の哲学がひそんでない、これでは私は危険は倍加すると思つたのであります。武器なくとも勝てる、勝てるという信念を持つては世界の心をかち得ることです。

どうぞ、そういう意味において、私は、園田さんなり福田さんは慎重だから、それなりにもう腹切つてもいい用意をして、体を張つておられるんだと思つたが、いまのような形で党内だけの操作に夢中になると、蔣介石は相手にしないと言つた近衛さんがみづから毒を飲んで死ななければならぬ。相手にされない方の方が長生きして、相手にしないと言つた人が先に死ぬというのじゃ、これじゃ悲劇もはなはだしきものであります。どうぞ、そういう意味において、もっと雄大な構想を持つて、あんまりけちな、ごまかしのようなく、きんちやく切りのようなとかく政治論議は捨てて、ひとつ天下の大道を邁進してもらいたいと思つたのです。そうでなければ、日本というものはだれも尊敬しません。まあ園田さんは幾らか尊敬されるかもしれないけれども、福田さんあたりもつとやはり信頼される政治家になつてもらいたいというのをあなたからあしたよく言つてくださいますよ、テロが出ますよ、本当に。こわいから、悪気流の中に、公害どころの騒ぎじゃありませんよ。そういう点——時間はあと幾らあります。

○委員長(安孫子藤吉君) あと十分あります。
○戸叶武君 十分間、じゃあつとやわらかく聞きます。

ときにインドネシアの問題ですが、インドネシアから私たちが集めてくる情報だと、細かいことは時間がないから言いませんけれども、とにかく学生があの腐敗政治打倒、賄賂政治打倒のために

相當な決意を固めて暴発時期をねらつておるようです。だから言論統制を強化しているんです。しかも食糧が足りないのは事実です。

農林省の人に聞いてみたら、とにかくインドネシアで食べる米はインド系の細い米で、日本の米では通用しないと言つたが、それはうそです。インドネシアの上流の人みんな日本米と同じようなものを食べているのです。ジャカルタあたりに行って食べてみればわかるのですけれども、湿地帯でとれる。稲作というものの根源は、東南アジアなりチグリス・ユーフラテスの方から来たのですから、オカボなんていうのは、騎馬民族や山岳民族が仕方なしにソバやオカボを食べたのですけれども、日本の米が余つていふ言つても、米も食えないで餓死するといふ人がとにかくインドやパキスタンあるいはインドネシア、その他にあるんだが、そういうのは日本だけの責任じゃなくて、米の問題を中心に論議する國際機關がローマにおいても置かれていふ言つても、國際的な共同の責任において、それをサイロでストックするなり、現地にそういうものを送るなりする。

そういう方針は、よく見たら、福田さんの歩いた報告、あなたも行ったのか、あるいは鳩山さんかな、報告の中には、どれだけの金を援助して、どれだけの量の米を援助するといふことも書いてあるのですが、それは細かく引用しませんが、けれども、あなたは御承知と思いますが、今度前の農林大臣あたりが出かけるようですが、インドネシアもフィリピンもそういう危機をはらんでいふのです。外務省は金がないので情報も正確に入らないといふ泣き言も聞いておりますが、新聞記者の方はどうも正確には入つていふ言つてますが、その辺の事情はどういうふうな受けとめていふ言つたか。

○政府委員(中江要介君) インドネシアへの米の援助についての御質問でございますけれども、いま御指摘のように、インドネシア自身は相変わらず米不足に悩んでおるわけですから、もちろん、インドネシア政府自身、食糧自給のために増産の努力

はやつておるようでございますけれども、人口の増加がなかなか大きな率でございますし、他方、たとえば昨年などは干ばつ、虫害、そういったもののためには米不足が深刻であつたといふ言つたこともございまして、いま御指摘のように、福田総理が昨年夏回られたときにもお約束しましたが、その後、昨年の十月にはさらに六十五億円の食糧借款を供与したり、最近には、また十億円の追加の供与といふ言つたことを検討して実施しておりますもの、いま申されましたように、諸般の事情がありまして、人道的な立場から援助すべきものは援助していかなければならぬ、こういうことで、KR食糧援助のほかに、延べ払い輸出、また現物供与、その場合にも、KR援助の場合ですと、日本米のみならず、タイやビルマの米もそれによつて支給するといふことを取り計らつていふ言つた現状でございます。

○戸叶武君 これは非公式な形で農林省の若干權威のある人に聞いてみたが、金を向こうは欲しがつていふ言つた、米だと倉庫代だとか悪くなるのか、いろいろあれがあつてめんどうくさくて、日本の米は高いし、それなら安い米をもつと簡単に手に入るんだといふ言つた、金、金と言つていふ言つたが、かねがねそういう話は聞いておりますけれども、大体、日本の米よりも金と言つたにやほり米で約束したといふのは、米が余つていふ言つた、輸送料も倉庫料もいろいろかかるだろうけれども、まず米でいふ言つた、そういう研究の上で総理大臣の発言で約束だからしたんでしょ、それはどういふことになつていふ言つたか。

○政府委員(中江要介君) いま御指摘のようないろいろの事情もあつたわけでございますけれども、最終的には、わが方の食糧庁とインドネシアの食糧調達庁との間で、日本の米は國際価格に比べて高いのでございまして、その分を円借と現金払いといふ言つたことを組み合わせて十億トンといふ言つたことで合意されてまいつた、こういうことでございまして。
○戸叶武君 どうも日本では安上がり農政で、そ

れとアメリカの方の小麦を無理しても買わなくちゃならないという国際分業論に日本の財界もくみし、日本の官僚もそれにくみしたようですが、それによって小麦もつくれなくなつた。米だけが価格が安定しているからみんな米へ米へと、実際困つたものだけれども、米だけがふえている。いま減反をやれんと言つたてなかなか実行はできない。実際見てごらんない。町村にいわせがなくて、町村の財源のないところで責任を末端として負せられたならば、日本の弱小自治体、自主財源を持たないところから私は財政破綻の危機が生まれて、米騒動の段階における暴動と違ふ形において底の深い抵抗がいま生まれてくると思ひます。

やはり米なら米を、若干の輸送料や何かがかつたとしても、米の足りないところにやるべきであつて、金だけをやつたんじゃないやうどこへ金が行つちやうのかとかくわからないうになる。大体、アメリカや日本でそういうやり方を教へちやつたから、ほかでも政府の要路というのはいたい悪いことをしても、まあ国のためだといふので見逃されるという習慣をアメリカや日本からつけられちやつたから、どこでもそういうちやう。韓国ばかりじゃない。韓国だつて口に出しては言わないけれども、おれのところだけじゃないやうないかと言ひたいのが本音だと思ふ。そういう状態のもとにあつて、日本の海外援助の問題はきめ細かく問題を処理してやらなくちゃならない。

米の問題でも、日本の米の学者といふものは余り研究していない。ただ南から来たんだらうと言ふけれども、チグリス・ユーフラテスから米でも麦でも出て、イタリア米でもあるのはスペイン米でも見てごらんない、日本の米よりちつとも劣つてやしません。アメリカのとにかくカリフォルニア米でもあるのは国府田農場でつくつた米やモチ米でもどんなハワイへでもブラジルへでも輸出されているじゃないですか。それから古代における焼米が古跡からいろいろ出ていふと言ふけれども、あれは騎馬民族が一つの食糧を運んだヨガ

の方式でつくつた米の貯蔵方式です。そういうようなものをちつとも勉強していないで、そうして北海道なんかで災害があれば、全部あれですよ、それがないのが本当なんですよ。少しいろいろな品種改良をやつたと言ふけれども、それだけけれども、北海道で米をつくりたいといふのは、それなくとも共済制度が確立して金が入るといふ農政のインテキ仕組みによつて、全部とれなければそれだけよけに金が入るといふような仕組みがそうしているもので、もう少し日本の農業といふものも根本的に考え直さなければ、酪農も何も私は発展しないと思ふんです。

最近、非常に私が痛切に感じたのは、日本では生糸が足りない。日本は世界一の生産国であり消費国であつたが、これこれ外国から買つていふんだから、今度は、米をつくらないうな田に桑を植へる、そうすれば補助金も出してやる、いろいろな援助もしてやる、農林省が言つていふけれども、二十年ほど前にナイロンが發展したときに桑を抜けたと言つたのが農林省、今桑を植へると言ふのも農林省。農林省の言ふうなりになると百姓は日干しになつちやうつて悲憤を上げております。

私が聞きたいのは、中国との関係です。中国における戦争中の日本の政策も、農民の桑をつくるのを抑へて、日本の養蚕農家を救おうといふような考えの政策がずいぶんやられたんです。今度、私はやはり中国においても米だけじゃない、換金作物としての中国古来の山繭でもりつばなものがあつた。その養蚕が私は伸びると思ふんですが、その養蚕なり、繭、生糸、朝鮮からも相当入つていますが、そういうことに対する外務省は情報もキツチし、その上に立つて農林省やなんかと十分な連絡をやつてそういう政策決定をやつていふのかどうか。外交は外務省、農政は農林省、こういうセクシヨナリズムにおいては私は私はそういう問題の解決は不可能だと思ふんですが、どうでしょう、園田さん。

○政府委員(中江要吉) 先生の御心配の農産物についての外交施策という面につきましては、十分農林省と緊密に情報も交換し、連絡をとりながら粗漏のないようにやつております。

農林省側の事情につきましては、農林省から御説明いただくのが適當かと思ひます。

○説明員(野明宏至君) お答え申し上げます。

日本の米が東南アジア諸国では好まれない、そういうことはないのでないかといふお話が一つございまして、その点につきましては、一般的には東南アジア諸国は長粒種の米、日本の米は丸くて粘り気があるわけですが、長粒種の粘り気のない米を常食にしておるわけでございます。したがういまして一般的には日本の米は好まれないと言つてよろしいかと思ひます。ただ、食糧が不足するといふふうなときに、日本の米を持つて行つた場合に、それが受け入れられないかと申しますと、そういうことは必ずしもございせん、先般のインドネシアに対する食糧借款を活用いたしました輸出につきまして、これが受け入れられておるといふ事情にございまして。

それから、もう一点、現在、わが国の米の自給は非常に大幅な過剰の状態にございまして、総需要量が千二百萬トンを下回る千七百七十萬トン程度、これに對しまして潜在生産量が千三百四十萬トン程度あるといふことで、五十三年度から水田利用再編対策といふことで、水田を活用した、他の需要の強い、国内で生産する必要のある農産物の生産の拡大といふことを図ることにいたしておりますが、そういうことをやるよりもむしろ輸出を考えたらどうかといふふうなお話もたゞいまのお話の中にございまして、これにつきましては、わが国の米の値段は約三十萬円近いものになつております。国際価格は大体六萬円程度でございまして、そのまゝの値段では相手国も受け入れてはくれない。したがつて、これを出すといひますと六萬円程度といふことになりまして、その差の財政負担は膨大なものになります。他方、農家自身がそれを負担するといふことになりまして、これは農家もそういった輸出はなかなかできない。結局は財政負担の問題になつてまいります。

が、ただいま申し上げましたように、たとえば十萬トンで約三百億の財政負担が必要になる、こういったような財政負担につきましては非常に大きな問題でございまして、やはりそれよりもむしろ他に国内でつくる必要のある農産物があるわけでございますから、そういうものの生産の拡大に努めていくということが必要かと存じておるわけでございます。

○戸叶武君 生糸のやつは、中国からの生糸の輸出。

○説明員(野明宏至君) まことに申しわけございませんが、それはちよつと私の担当でございませんで……。

○渋谷邦彦君 ここ一週間來、衆議院の予算委員会あるいは外務委員会、当委員会、また記者クラブにおける総理の発言等を通じて、多年の外交上の懸案であり政治的課題でありました日中条約の交渉への手がかりと申しますが、促進と申しますか、ようやくその道が開けようとしてゐることは大変喜ばしいと思ふのであります。

先ほども答弁を伺つておりました感じますことは、いままでいろいろな議論のやりとりの中で、特に共同宣言に盛り込まれた關稅事項といふものが非常に検討に値するといふような背景等もありまして、恐らく交渉への一つの障礙になつてきたんではないかといふことをわれわれ印象として受けとめておつたわけでありまして、實際は、そうではなくして、むしろいふゆる共同宣言に盛り込まれた精神を、どのようにその文言を整理しながら、しかも世界にそれを示す場合でもりつばな条約であるといふ評價を得るためのいま作業が進んでいふといふような趣旨の御答弁であつたらうと私は受けとめたんですが、となれば、もう時間の問題であることは再々言われておりますとおり、もう指呼の間に望まれておるといふふうには判断されるわけでありまして。となれば、当然、責任者である外務大臣がいふ、どういふときに中国を訪問するといふ軽率なことはいふにせぬ、その時期はもう間近であると、まあこれは大変抽象的な言ひ方

でございますね。場合によると、国会開会中においてともいふような感觸すらも受けられるわけでございますが、そういう意味においてその時期は大変狭まっている、近づいている、再度確認でございますけれども、そのように受けとめてよろしくうございませうか。

○國務大臣(岡田直吉) いま仰せの中で御了解を得ておきたいことは、先般の韓念竜・佐藤大使の二人の会談は、交渉再開ではなくて、再開のための手順についての話し合いがあったわけでありまして、見通しとしては、御発言のとおり、そう遠からず御相談する時期が来るのではないかと内々考えておるわけでございます。

私の訪中については、総理も、すでに、外務大臣が訪中することも一つの方法であるという発言をされておられるわけでございまして、必要に応じて、いつでも私は訪中する準備はしつとあるところでございますが、いつ出かけるということとは、今後の両方の話し合いもあるし、これに対する具体的な検討も要るわけでございますので、私としては、なるべく早く行きたいと考えておるところであります。

○渡谷邦彦君 ようやく日中間の展望が新しい方向へ向かつていま展開されようとしている、望ましいいま方向へ行こうとしているわけで大変歓迎されることなんです、この一衣帯水の中国がそういうことではまた新たな環境をつくらうとしている。ところが、もっと至近距離にある韓国の問題あるいは北朝鮮の問題となりますと、もっともつと厄介な問題が複雑に絡み合つて、思うような方向というものが必ずしもとれていないんじゃないかという、そういう疑問が絶えずわれわれの頭の中をよぎるわけでございます。

きょうは、この限られた時間の中でどの程度お尋ねできるかわかりませんが、まず第一点として申し上げたいことは、一昨日でございませうか、韓国の朴東鎮外務大臣が来られて、いろんな点についてのお話し合いをされた。伝えられるところによりますと、かねてからの問題であります

大陸だとの関係、あるいは貿易、漁業の問題、あるいは朝鮮半島全体に対する情勢の話し合いというようなことが伝えられているわけでございます。具体的にと、こうなりますと、当委員会での大臣の発言の中身というものはすぐ韓国政府なり北朝鮮へ伝わることは事実でありまして、なかなかそれは言いにくい面もあるかと思うんですけれども、やはりわれわれが今後政府の考え方を明確にとらまえるながら、ときにはわれわれもその判断の基準としつつ、今後の対韓国、対北朝鮮のあり方というものを考えなければならぬという点については大変必要なことでございまして、どういふ話し合いがなされたか、その点から最初お伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡田直吉) まず、御理解を願いたいと思ひますことは、一昨日の私と韓国の朴外務部長官との会談は、会談というよりも官房長官時代の懇意ではあります、私が外務大臣になつてからは初めての両方の話でございまして、朴長官は今度アフリカその他の公館長会議で行かれる途中立ち寄りて話をしようじゃないかということでございます。それから、一般の会談とはやや趣を異にしたことであります、場所等も会談室ではなくて、テーブルで茶を飲みながら、茶室でやつたというかつでございまして。

そこで、朴長官の方から話が出たのは、大陸だなを何とかよろしく頼む、これ以外には向こうからは出ません。あとは私の方が話題を出したわけでございます。御指摘のとおり、近ければ近いほど、いろいろ頭の痛い問題が兩國にあるわけでございます、そういうことについて話し合いをしたわけでございます。

○渡谷邦彦君 韓国の問題をとりまえますときに、どうしてもすぐばつと頭の中に浮かんでくるのが竹島の問題なんです。これはもう戦後ずっと今日に至るまで未解決のまま放置されていまして、しかも外務大臣が交代されるたびごとに、ともあれ、どういふルートを通じておやりになるか私にはわ

かりませんけれども、日本のいわゆる領有であるという立場に立つての主張を嚴重に韓国政府に申し入れを行つてきた。しかし、その効果が出ないまま今日まで来ていたというところは大変残念なことだと思ひます。

歴史的な経過等については、もうしばしば繰り返して明かにだれが見てもこれは日本の領有であるということは動かしがたい事実である。にもかかわらず、言へば、大要論の通らない、筋の通らない反論の仕方でもって韓国側は今日までかたくなな姿勢を崩さない。非常におかしいと思ひますことは、日本が大分韓国の姿勢というものを押さざるを得ないんだらうか。

なるほど、韓国が戦後経済復興をなし遂げるためには、大変失礼な言い方かもしれませんが、それでも、日本からも莫大な経済援助というものを受けてつ、今日、それもあれ、中進国と言ふものかどうかわかりませんが、そこまでの規模を持つに至つた。最近もより以上また日本政府として韓国に対する援助協力というものを惜しまないという方針が貫かれておるわけでございます。で、向こうの方の要求というものは、多少の難点があつても、いままですべてのものを具体化してきつたというその経過を振り返つてみますと、余りにも向こうの言い分には言われつ放しじやあるまいか。じゃ竹島は一体どうしたんだということ、このあたりでもう決着をつけるべきではないか。

これはもう常識的に考えましても、さらに五年、十年、二十年、三十年とたつてまいりますと、きつ、一休、その領有の問題はどうなつていくんだらうかという、われわれは死んでいく人間ですからね、まあどうでもいいかもしません。しかし、残された子供なり孫という時代になつた場合、先般は大変無責任なことを残してくれたなということがあるのはやはりわれわれとしては情けないことになりはしまいかと先行きを考えますと、そういうことのおそれすらもある。これはなぜ竹島問題をしばしば議論の対象としなければなら

ないか、私は多言を費やす必要はないだらうと思ひます。漁業問題が絡んでいられるわけでありまして、いま二百海里時代という新しい環境を迎えたときに、果たして将来日本の漁民がこうむるであろう莫大な損害というものに思ひをいたしたときの絡み、いろんなことが考えられるわけですね。

一体、外務省として、岡田さんとしては、その問題に對してどう一体毅然たる態度を貫いて、あるいはどういふ時期に返還という事実關係をもつてそれを立証できるような方向へこぎつけられるのかどうなのか、その辺の抱負と未来の展望をひとつ最初に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡田直吉) 竹島については、全く御指摘のとおりでございます。歴史的な事実に見ても、國際法上からも、わが國の領土であることは明々白々たる事実であると思ひます。終始一貫したこの立場でございまして、御指摘のとおり、不法占拠しておるわけでありまして、わが方は文書あるいは口上等でしばしば抗議をしておる、巡視船等で付近の巡視等も行つて竹島からの即時撤退を要求しておりますが、遅々として進まない、こういう状況でございます。

政府としては、竹島の領有權に関する日韓間の紛争は平和的に話し合ひで解決しようという基本線を決めておりますけれども、この基本的立場に立つて粘り強くいま仰せられたような方針で一貫した態度を進めていきたいと思ひます。

この前の会談では平行線でございますが、とりあえず私が言つて向こうに納得させたことは、少なくとも実績を積み重ねることだけはよしともらいたい。話し合ひは今後続けていくけれども、やれ調査団を派遣するとか、新しい看板をつけるとか、いかにもこれは韓国のものであるという実績を積みこむことは直ちにやめてもらいたいということ、向こうもそれは十分わかつた、こういうことでありますから、これをきつかけにして、逐次、いま仰せられた、御指摘されたような線では交渉を進めていきたいと考えております。

○渡谷邦彦君 しかし、だれよりも岡田さん御自

身がいたくお感じになっていらつしやるとおり、平和的、結構だと私は思ふんです。そうあらねばならぬと思ふんです。日本外交のこれからの方針というものを考えた場合に、それは貫いていただきたい。しかし、そのためにはいろいろな方法、手段というものが当然考えられるだろうと思ふんです。

三十年の間に一向に平行線をたどつたまま決着がつかない。いまおつしやられたように、竹島には既成事実というやうなことで警備隊の常駐もやつてゐる、時折発砲もされる、こゝういふやうな危険な状態に置かれながら、なおかつ手の打ちやうがないんだらうか、そう考えざるを得ません。恐らく中国の次には、次にはということよりも、並行的に、特に最も關係の深い兩國間におけるこの問題の解決というものは急を要しなければならぬことは当然だろうと思ふんです。いまだこゝう考へ方がありになるかといふことをいま直ちに問ひ詰めてみても、恐らく平和的といふ大變抽象的な言ひ方しか返つてこないんじやないかといふそのおそれを実は抱くわけでありませう。また、しばらくたちますと、次の外務委員会があるいは次の外務委員会になるかわかりませんが、でも、また思ひ出したように竹島はどうなつていますかと、同じやうなことの今日までずっと繰り返してあつたことを私は残念に思ふわけです。

で交換公文の点もありますね。昨年の三月の参議院の予算委員会、私どもの同僚議員に対して中江局長もそれは言明してゐるんです。きょうは、その写しを、私、念のために持つてきてゐるわけですから、こゝで非常に微妙な発言をされていらつしやるわけですね。

交換公文では、外交ルートで解決できないときは調停によつて解決することになつてゐる、これは當然ですね、盛られてゐるとおりですから。それにも応じないとなつて公文に違反となり「別な外交問題として取り上げなければならぬ段階」に入る、こゝおつしやつてゐるわけです。まあ一つの手順をお示しになつたんだらうと私は思ふん

です。ただし、この「別な」といふことは、もうそれ以上のことは何にも御答弁がないわけですね。

国際司法裁判所への提訴の問題もございませう、しかし、相手は応訴しない、応訴しなければ實際問題それは成立をしない。けれども、その問題自体についても、もつと問題解決の一つの突破口が開けないのか、一方的であるにせよ、提訴された場合にその問題を取り上げざるを得ない、こゝういふ慣行がいままであつたといふふうに私ども理解をしてゐるわけです。そういう面から、韓国側に対して十分理解を示させる一環として、やはり強力な方向といふものも、これは決して武力を用いてどうのこうのといふわけじやございませんで、これもやはり平和的な解決への一つの手がかりになるんではなからうか、その点なんかについで含みはいかがでございませうか。

○政府委員(中江要介) 昨年の私の御説明を御引用になりましたので、いまの御疑問の点についてお答えいたしますと、まず、この交換公文で定められてゐる手順を踏んでもそれに応じないといふときには別な方法と申しましたのは、そのときには、国際約束に違反してゐる相手国に対する国際法上の責任を追及するといふ形での方法になるわけですから、もはや紛争の解決の交換公文の実施という場面ではなくて、相手の国際法上の責任を追及するといふ方法に移るだろうといふことを念頭に置いて申し上げたわけでございます。

それから、もう一つ、国際司法裁判所に一方が提訴すれば相手は応訴するかといふ点につきましても、これは国際司法裁判所というものの制度から見まして、日本と韓国の場合ですと、日韓の合意がない限り、いかようにいたしましても韓国を国際司法裁判所の法廷に連れ出す、誘い出すといふことは不可能な状況でございます。したがつて国際司法裁判所を強制的に利用するといふ道は、いまのところは、ないといふことであらうと思ひます。

○渋谷邦彦君 私どもは、そういうこゝうかつなやり方に対して、あえてそういうふうにならうと思ひ

いと思ふんです。報復とか、そういう不気味なやり方は好みません、もちろん。けれど、何とか歯どめがいらぬないままでの行きがかりの上において考えられぬのか。いまおつしやつたことを通じて考えますと、これはもう無条件に絶望に近い行き方になつてしまふおそれがあると思ひます。かといふ疑いすら出てきます。その点、園田さんとしては、どういふふうにお考えになりますか。

○園田直君(園田直君) なかなかむづかしい、困難な問題ではありますもの、いまのままにこれを放任いたしますと、いつの間にかこれが習慣になつてしまつて、全く絶望といふことになつてきますので、一度はびしとやらなさなければならぬことだと考えております。

○渋谷邦彦君 確かに決意のほどは、大變短い御答弁でございましたけれども、おありになると思ふんです。

で、やはりその時期が、くどいようですけれども、おくれればおくれるほど、これはどうにもならない焦りだけが残つて、不満だけが残つて、もう失望以外ない。といふことになりませうか、あるいは最高首脳会議で煮詰めてそれをやるのか、もうこれは事務段階じゃないと思ふんです。お互いに言い尽くしてゐるんです。いまの国際司法裁判所にも応訴しないといふことも何回か繰り返されてゐるんです。とすると、残るは一体何だ。やはり日本の立場を、もう強硬であれ何であれ、とにかくそれを認めさせるといふ、これはやはり對話を通じて向こうに明確な一つの考へ方の転換を求めるやうな行き方、それはどういふ話し合いが可能があるのか、これは私どももなかなか容易に、こゝうする方法が望ましいといふことはできません。しかし、いづれにしても、いろいろな文獻、いろいろな資料、そういうものがあるわけですから、そういう論理の積み重ねによつて一つの道を開く方法といふこともございませう。ただ文書、のやりとりでもつて、日本政府はこゝう主張したいや、それに対して韓国は違ふんだといふ反駁の

やりとりでは、私はいつまでたつても解決の糸口にはならない。やはり絶えず、折を見て園田さん自身はソウルに飛ぶなり何かして、この問題だけに限つて一つの道を開くといふ、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたいなところと思ふんです。が、いかがでございませうか。

○園田直君(園田直君) ただいまの御意見は十分理解をいたしましたので、その方向に向かつて検討してみたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 次に、北朝鮮の問題でございま

これも古くて常に新しい政治課題であるわけですが、いろいろ入つてくる情報、それが資料にまとめられる、その資料等を説んでみまうと、北朝鮮のいま国内情勢もなかなか大變な状態である、どういふふうに変化の兆しは出てゐるにいたしましても、いづれにしても、朝鮮半島の統一といふことは、それは民族自決の立場からいつて、これはわれわれが口にするべき問題ではない、下手をすれば内政干渉といふそしりを免れない、朝鮮民族御自身がお決意になること。とは言ふものの、もう現実に社会主義國家と自由主義國家の二つに分断されてゐるという嚴肅なこの事実を否定できない。それと異なるた社会体制のもので、これを一緒にしようといつてもそれはなかなか大變なことじやないか。もうよほどなアクションが起きない限りは、將來ともに考えられたいといふことの判断に立てば、当然、北朝鮮における国交回復といふことも考へなければならぬ、むしろ進めなければならぬ、そういう事態に來てゐるんではないだろうかといふふうと思へるわけでございます。

この問題も何回か取り上げられてゐるんです。しかし、取り上げられておりましたが、一年たつて一年たつただけ国際情勢は変わるわけでありませうから、変化するわけでありませうから、その変化の道程の中に再びやはり北朝鮮問題といふものをどう政府としてはとらえていかなければならぬのかといふお考えをひとつお示しいただきたい

なと思うわけでありませう。

○國務大臣(園田直君) 答弁の方もまた何回も繰り返しているわけでありませうけれども、北朝鮮が韓国の現政権を相手にしないという立場をとり、これを支持する中、ソ連が韓国を承認していないという立場、こういうことから、現段階において、わが国が北朝鮮を承認をし、これと外交関係を正式に樹立することはまだその段階ではないと考えておりますもの、御意見のような点も多々あるわけでありませうから、人的あるいは経済的な交流を図りつつ、事あるごとにこれを積み上げていきたいと考えております。

○渋谷邦彦君 なるほど、御指摘のとおり、中、ソが韓国を承認していない。それだけをもって果たして国交正常化への道というものが模索もされない、まだ遠い将来のことだと言ってしまうものか。

いろいろな物の見方があるようでございまして、クロス承認なんてことも考えたらどうだろう、たとえば日本とアメリカが北朝鮮を承認する、同時に中、ソが韓国を承認するというような、これも外交折衝の道程の中で当然取り上げられていかなければならない問題で、そういうことも踏まえながら、やはり日本は日本としての外交上の自主性というものが貫かれていくところに今後を進んでいっていただきたいわけでございます。

となると、それはアメリカの場合にしても、あるいは中国の場合にしても、ソビエトの場合にしても、それぞれの国情が違う、いろいろな物の考え方も違う。日本と違って、そう簡単に国交正常化へ踏み切れるかとなると、やはり若干おくれる場合もある。あるいは場合によっては、アメリカのカーター大統領がすでにユーゴスラビアの幹部会の代表ですでに言明したそうでございますけれども、チトーのあの親書に對しまして、場合によつては韓国が同席するならば金日成と話し合つてもいいというような感觸を示しているような環境にまでいま進みつつある。そういうときに、一番関係性の深い日本がただアメリカの動向だけを

うかがつて、そしてそのことを見きわめもし、取り決めのしていかなければならぬということになりますと、またぞろ日本外交は後手を踏んだかど、大変な事態を引き起こしかねないことになることを実は心配するわけですね。

すでに、これも言うまでもないことですが、自民党の久野さんが閣員となつて過去二回訪朝され、たつた一つの民間のいわゆる北朝鮮と接する窓口としていままで開いてこられた。けれども、もうすでに友好の段階は過ぎていって久野さん自身がおっしゃつておられるんですね、はっきり。やはり国交の正常化が図られなければ、特に、これも御存じのとおり、島根県あたりを中心とするあの地域の漁民がもう完全にシャットアウトされる。去年行かれたときですか、九月に、向こうの対外文化協会かなんかの代表と會つて大変厳しい条件を突きつけられた。いわゆる二百海里の中に

おける操業については、ことしの六月までは入漁料も払わなくてもいい、許可を求める必要もない、そういう一方的な表明をされたのをのんで帰らなければならなかつた。ということになりますと、もしことしの六月三十日を過ぎますと、日本海においてはイカ漁、黄海においてはカニ漁あるいはフグ漁、こういうものももう全然できないという締め出しの状況になるわけですね。

そうなつたとき、一体、どこから道を開いて、その辺の調整を図るおつもりなのか。そうした現実的に差し迫つた問題を実は抱えておられるわけですね。これはもう釈迦に説法みたいなもので、よく御存じのことだろつと思つておられるわけですね。うしろのいま現実の厳しい問題を前面に控えておられるながら、なおかつ国交正常化への道がどうして、韓国の問題等これであり、つながら等がこれあり、まだ手をこまねいておるまで踏み切れないというところは、余りにも日本外交としてはいかにがなものかと思つざるを得ないんですが、その点、どのような感觸を園田さん御自身がお持ちになつて、その道を開かれようといふ決意されておられるのか、御方針をお持ちになつていらつしやるのか。

○國務大臣(園田直君) 非常に貴重な御意見を拝聴いたしました。十分これを理解し、これから先のことをご考へたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 余りにもおつけないんだな。中江さんは、いままで局長をずいぶん長いことお務めになつていらつしやつて経過をよくわきまえていらつしやるわけだ。それなりに園田さんに対しては進言ということもございませう、こうすべきではありませうしやうかと。あなたが決定権を出すわけにはいかなければ、いままでの経過を踏まえてどのような解決策があるのか。もう慎重にとか検討に値するなんといういま段階じゃないんです。具体的にどうすべきかという、いまその手がかりをつかまなければいけない、そういうところへ来ておられるのではないかと、このことを心配していまお聞きしました。

大変慎重な、決断もお早いかわりに慎重な外務大臣ですからね、いまなかなかおつしやらないんだらうと思ひます、対外的な影響をいろいろ考へていふに受けておつしやいますか。

○政府委員(中江要介君) 今回の国会の冒頭の外務大臣の演説の中に北朝鮮との関係の部分でございまして、そこに、まず相互理解を深めることの必要性というものを説いておられるわけですね。その何よりもまず相互理解を深めなかつたらなというこの意味は、先ほど外務大臣がおつしやいました、北朝鮮の方で南にありますが韓国政府の存在というものを認めないという、そのところろが日本としてはなかなかむずかしいところであるわけですね、日本自身は、御承知のように日韓基本関係条約を締結して以来、三十八年度線以北、いわゆる北の部分について日本が何らかの関係を持つことにこの条約が支障にならないように配慮してあるわけですから、日本としては、北との関係を新たにいかうに築くかということを進めるに当たつていまの日韓基本関係条約は支障にならない、こういう前提でありますけれども、同時に、日本が国交正常化しております南

の政権の存在すらも認めない、そういうところについては、もう少し北朝鮮も現実的に即した見方をしてもらえないだろうか。

と申しますのも、御承知のように、承認国で言ひましても、いま韓国を承認しているのは百二カ国、北朝鮮を承認しておりますのは九十一カ国、その中の五十二カ国というのは双方を承認しておりますわけですね。国連で百五十カ国近くありまして、その三分の一に達する国は南北それぞれ現実から見ますと、やはり、行く行く朝鮮民族がみずから道をどういふふうに通はれるか、これはわれわれの関与すべき問題ではありませうけれども、現実的に即して見れば、先ほど先生がおつしやいましたように、南も北もそれぞれ百カ国余りあるいは百カ国足らずの国が承認しており、また南方を承認している国が五十幾つある。この現実を踏まえてみれば、日本が韓国との関係を持つていて、さらに言えば、先ほどもちよつとお話でございましてけれども、北朝鮮としては、まずアメリカと話をし、それから韓国といひますか、南と話をし、それから、その南でもいまの政権では話の対象にならない、そういう主張を固持しております間は、日本としてはなかなか正式の国家関係といひますか、承認まで進むのはむずかしい。

しかし、それだけでは済まされないということ、先ほど来おつしやつておりますように、現実的に処理すべき問題というのは次々にあるわけでございます。最も最近起きましたのが二百海里の経済水域です。北朝鮮の場合は、漁業水域ではなくて経済水域ということであつたわけですが、この経済水域の実態、また、その場合に実態尊重の話をどういふふうにするのかということについて、これは現実的に日朝双方で解決すべき問題だから、この問題をめぐつて話し合ひが少しはできはしないかというので、御承知のようにニューヨークを通じて政府間でも本件に限つて話し合ひができたかということ、打診をしたことも御承知のとおりです。しかし、それに対しては北朝鮮側からの

反応というのはいきわめて冷たいものであった、これはかつての松生丸事件のときもそうであったわけだ。日本政府としては、北朝鮮を敵視したり、あるいはこれと対決したりという姿勢は一貫してとっておられないのでございますけれども、北朝鮮の方で十分応じてくるような反応がないために行き悩んでいるという状況でございます。

今度、六月三十日で民間の漁業のアレンジメントが期限が切れますけれども、昨年のも、いまおっしゃいましたように、国際法上なかなか認めがたいような制限も受けなきゃならないような状況であったわけだ。こういうものは正しきところからいって、北朝鮮の当局との間で話ができるかどうか。私もとしては、必要に応じては、そういうことも話ができればよいという気持ちでおるわけだ。けれども、相手の方が、いまの朝鮮半島に対する考え方というのが一貫してわが国が承認し友好関係を保持している韓国政府の存在を無視しているというところからいって、それは決して私どもとしては北朝鮮を敵視するものではないと思っておるんですけれども、北朝鮮から見ますと、その辺のところがあるいはわだかまりになっているかなという気がしますけれども、その辺のところをもう少し相互理解を深めていきたい。相互理解を深めて、双方ともが現実的に即した政策がとれるようになることが前提ではなからうかという意味で、今度の外交方針の演説の中で、何よりもまず相互理解を深めたいというふうに入れていただいたというのが経緯でございます。

○渡谷邦彦君 最後に、もう一つだけ念を押して伺っておきたいんですが、確かにそのとおりの経緯であろうと私も理解をしております。北朝鮮側にとつて日本の考え方をどう理解しているか、あるいは日本の韓国に対する姿勢というもののに対してどういう考え方を持っているか、いろんなそういう絡みはもちろんだらうと思ひます。端的に言えば、日本のかかる主張というのは聞けない。

いま御説明にもありましたように、まずアメリカと窓口を開きたい。先ほど途中でも触れましたように、カーター大統領としても比較的積極的な姿勢を持っていて、議会筋では反対論もあるけれども、その中でできれば早い機会に北朝鮮の首脳とも会談をしたい、そういう趣意が伝えられております。もう一つは、今年春ですか、カーター大統領が訪米するという日程が何か決まっているようなことが伝えられております。そうすると、昨年ですか、カーターは北朝鮮を訪問しておりますが、恐らくそこでどういう話し合いが行われたのか、そういう話し合いを通じて、当然、カーターにも働きかけることが予測されるであろう。

そういつた一連の国際間の動きの中で、やはり日本は捨てておけない問題であることはもう先刻御承知のとおりであるならば、まずやむを得ない、残念なことではあるけれども、アメリカを前に押し出して一つの窓口を開く、いろんなことが考えられるんじゃないかと私思ふんです。ただ、このまま手をこまねいていたんじや、向こうの北朝鮮側の出方待ちだということになったんでは、私はまたこの漁業問題に対しても深刻な影響を与えずにはおかないということ、とにかく差し迫った問題が前面にはだかつているんだということの認識の上に立つて、政府として、可能な限り、そしてまたあらゆる発想というものをもちこたになりながら、可能な限り、その道を開くということが、直接二国間の話し合いのみならず、いろんな国連の場もありましょう、アメリカとの話し合いの場もございましょう、そういう側面的なプッシュを通して北朝鮮への一つの政府間同士の話し合いの場が持てようという方向のものをぜひ開いていただきたい、これを最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) いままでの経過並びに北朝鮮のわが国に対する態度はいま中江君が報告したとおりでございます。若干変化しつつある状態でありまして、近時、北朝鮮のわが国に対する接遇というか感情というか、何か微妙な変化を来しております。

おる、私はその徴候もあると見ております。それから、アメリカの方は、北朝鮮とは韓国の関係があるから韓国抜きにして北朝鮮と接触はしないという方針を明言しておりますもの、やはり話し合いの機会があればという気持ちも情報としては聞いておりますので、そういうことも含めながら、いま言われましたようなものも考えながら、今後、十分考えていきたいと思っております。

○立木洋君 大臣、国連軍縮特別総会がいよいよ間近に迫ってきたわけですが、諸国の政府の意見といひますか見解といひますか、大体出されておりますし、それも見せていただいたのですけれども、今日の核兵器がどんどん増大しておる現状といひますのは大変な状態になっておると思ふのです。

これは前回出されました国連の事務総長の報告等々によりまして、核兵器を中心とする軍事費が、一九六〇年代の後半では、年間世界的には大体二千億ドルぐらいの規模だった。それが今日一九七五年段階に來ると、三千五百億ドルという大変な増加を示しておる。これが世界の平和と安全を脅かしているだけではない、いろいろな経済的な圧迫をもたらしておるというふうなことも国連事務総長の指摘等々では出されてきているわけですから、こういう今日の核がきわめて急激に増大しておる現状、そういう中で今度の軍縮特別総会を迎えるという点について、現状に対する御認識と、今度の国連軍縮特別総会に臨まれる基本的な考え方を、各国政府の意見が大体出されておるという状況の中で、日本政府としてのお考え方を、まず最初にお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 核軍縮は世界各國の悲願でありますけれども、しかし、現実には、その軍縮の実効は余り上がっていないばかりでなくて、軍縮の口にしなから、現状よりも注意をしなければ進むようなおそれがあると判断をいたしております。そこで、今度の国連軍縮特別総会には、私は非常

にこれを重視しております、日本としても、また世界各國もこれに関心がある。また、米ソにとつて、非常な問題の総会であると思ひますが、私は、いろいろ問題がありまするし、具体的なこともありますけれども、日本としては、ただ一つの被爆国であります。したがって、わが国は、まず第一に核廃絶ということを大きく訴える必要がある。それを訴えないでいて、現実的な問題から入っていくと、何か日本が消極的に中途半端からおるような印象を与えてはけませんので、これは、私は、米ソばかりでなく、世界人類、世界各國に対して、唯一の被爆国である日本が二度とこのような悲惨なことをやってもらつては困る。われわれは、われわれの反省の上に、この前のようなことはしないが、また、われわれが受けた悲惨な状態を二度と繰り返してはならぬ。核廃絶、これが特別軍縮の目的であるといふことを大きくアピールすべきである。その上で、過去の状況あるいはお互いに相談し合う、いろいろな国連総会には日本と立場を同じくする國があるわけですから、こういう國々と相談をして、国際管理の問題であるとか、あるいは実験禁止の問題であるとか、それから核兵器用物の分製性物質の生産停止等の問題、こういう具体的な問題を踏って、後の方で言ったことはこれの実現を図りたい、こういうのが大体の私の方針でございます。

したがって、そういう意味から、できれば総理大臣、できなければ私が出ていって、本心に真剣に訴えてみたいと思ひます。

○立木洋君 いま大臣がおっしゃったように、いままでの経過から見ると、十分に行われていないといふような指摘もありましたし、ワルトハイム事務総長の報告の中では、いままでの経過についてある意味では失敗であるといふような言葉も使われておる。ですから、今度の軍縮特別総会といふのは、いままでの単なる消極的な流れでなくして、相当抜本的な問題が議論される必要が私はやっぱりあるだらうと思ふのです。いまお触れになった中で述べられていないんで

すが、核兵器の使用禁止の問題ですね、つまり使うことをさせないという問題というのはきわめて重大なことであるし、岡田さんは原水爆禁止運動について全く御存じないことではなくて、いろいろ十分お知りになっているにもかかわらず、いろいろすから特にお尋ねしたいわけですが、やはり核兵器を使うということは国連憲章に反するものであると一九六一年の国連の決議の中でも述べられておりますけれども、前回も問題にされましたが、核及び熱核兵器を使用するいかなる国も国連憲章を侵犯し、人道の法に違反し、人類と文明に対する犯罪を犯すものとみなされるべきである、こういうふうな一九六一年の国連での決議もあるわけですが、この核兵器を使用するということがやはり国連憲章違反であり、人類に対する犯罪であるという点については、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(大川美雄君) 国連憲章は、御存じのとおり、個別的または集団的自衛の権利を認めておりますので、もちろん一般に武力の行使を侵略的な意図で用いることは国連憲章に違反するんでございませうけれども、自衛的な目的で使います場合には、それは国連憲章で認められているというのが私どもの解釈でございます。

○立木洋君 大臣、前回、一九六一年の、いま私が読みました、使用するいかなる国も人類と文明に対する犯罪を犯すものとみなすべきであるといううことについては、大川さん、あの当時は日本政府は賛成したわけですね、この第一項本文には、

○政府委員(大川美雄君) はい。

○立木洋君 だから、いまでも犯罪とみなすべきであるというお考えに賛成かどうかということをお大臣に一言伺いしておきたいんです。政府が賛成しておいて、いまになって犯罪とみなさないというふうに変えられるのかどうなのか。

○政府委員(大川美雄君) 言われますとおり、日本政府は、一九六一年にこの決議案が出ましたとき、これは実は国連総会におきまして核兵器の不

使用という問題を決議案の形で取り上げた最初のケースではなかったかと思えますけれども、もちろん、その全体の趣旨にはわが国としても共鳴し得たわけでございます。核戦争の惨禍を防止しなければならぬ、そういう立場から決議案全体の趣旨には賛成という立場をとったんでございませうけれども、具体的に核不使用条約を署名するためには余りにも具体的な問題であり、その点については日本は非現実的であるという立場から棄権したんでございませう。

○立木洋君 大臣、時間がないから、その犯罪とみなすかどうかという、これは日本政府は当時賛成したんだから、だから犯罪とみなすべきであるという、これについてはいまひっくり返すんですか、賛成でしょうか、いまでも。

○国務大臣(岡田直君) それは当然使用については反対でございます。

○立木洋君 いま世界でやっぱり核兵器は使うべきでない、核兵器は禁止すべきであるというふうな考えられている国が大体どれくらいあるかお調べになったことがありますか、これは局長で結構ですけれども。

○政府委員(大川美雄君) この一九六一年の決議は採択されたわけでございますけれども、それに基きまして、国連の事務総長が当時の国連加盟国に対してこれについての考え方を求めたという経緯がございまして、その各国の返事の中で二十五カ国はその会議の開催に賛成、残りは反対で、あと五十カ国ぐらいが棄権と、特に返事をしなかったというふうなことでございませう。

○立木洋君 それは一九六一年当時の話ですよね。当時の状況というのは、二十五カ国じゃなくて、二十六カ国ですよ、おたくの方からいただいた文書に書いてあるのですけれどもね。それが今度核兵器の使用禁止問題について、これを徹底して討議する、審議する会議を持つべきであるというのが一九六六年、六七年に提起されたときには、このときには賛成が七十七カ国、反対はゼ

ロ、棄権が二十九となつています。前回行われた三十二国連総会においては、この核兵器の使用といわゆる核での脅迫政策、これに反対することを求めた件については賛成が九十五、反対がゼロ、棄権が三十八というふうになっております。これは外務省からいただいた資料ですから間違いないだろうと思ふんですが、ですから、圧倒的な国というのはいまややっぱり核兵器使用を禁止すべきだという考え方にずっと大きくなってきておるという状態が私は見えるだろうと思ふ。

ところが、こういうふうな核兵器の使用を禁止すべきであるという国際的な世論、それに賛成する国々が多くなっているにもかかわらず、現実には使用禁止が行われない原因は、一体、どこにあるというふうにお考えになっておられるのか、大臣からお聞きしたいのです。

○政府委員(大川美雄君) この核の使用禁止の問題は、もちろんわが国として世界で唯一の被爆国である、しかも……

○立木洋君 日本政府の立場は後でお尋ねしますから、その原因を。

○政府委員(大川美雄君) その核の不使用という条約が仮につくられたとしても、それが果たして本当に現実には守られるであろうかという保証がないではないかということだろうと思ふのです、一言で申しますと。

○立木洋君 つまり、端的に言えば、大川さん、やっぱり核の使用禁止をしてもたら困る国があるから、できないんじゃないですか、現実には保証されるか保証されないかではなくて。

これは、結局、常にいままで国連の中でも第十六総会の場合も、先ほど言われたように、主文の第二、あるいは第十八国連総会等々でも、いわゆるこの問題をジュネーブ軍縮委員会に取り上げて議論すべきであるというふうな問題が国連で採択されておりますけれども、実際にジュネーブ軍縮委員会が開かれても、ほとんどそれについての審議が行われていない。ですから、今日に至ってはジュネーブ軍縮委員会というのは国連総会の軍縮

決議の基場ではないかというふうなことをさき言われておる状態にまでなつてきておるわけですね。これは結局いわゆる核兵器の使用を禁止されては自国の核政策から見ても困る国があるからだ、もっと端的に言うならば、核を保有している大國の思惑があるんですよ。さらにいって、これをやってもたら困るということが私はあるからだと思ふんだけれども、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(大川美雄君) 核の不使用条約ができたとしても、どんなに核兵器の生産がふえていき貯蔵もふえていき、しかも、その核兵器の質的な改善をねらうための核実験も地下では依然として続いている、そういうような現実の状況で、仮にその不使用条約ができたとしても、果たしてそれが実効性があるかどうか、その点については私どもとしては非常な疑念を持っている。そこで、まず、そういう具体的な軍縮につながる措置が伴わないと実効性が上がらないんじゃないか、こういうふうな考え方をしております。

○立木洋君 たとえば、それなら核兵器の包括的な実験禁止条約というのが結ばれても、いま大川さんの言われるようなことで言うならば、実効性がないということなんですよ。言うならば、核兵器を全面的に禁止するという方向が明確にされて、そのプログラムとしてどうするかという形で実験の禁止の問題も使用禁止の問題も位置づけられ、これは明確になるんですよ。だけど、いま政府が出されている今度国連に対する意見書の場合だって、核兵器全面禁止という協定を明確にして、それに対するプログラムの内容として包括的な実験禁止の問題を取り上げているわけじゃないわけですから、それは大川さんが言うわけなら、私はその言葉をそのままそっくり保証がないからやめたためじゃないでしょうかというふうにお返しせざるを得ない、実験禁止の問題についても言うならば。

しかし、いま核の使用という問題は大変な状態になつておるわけですから、これを禁止してくれ

という世論があるわけですから、そして先ほど大臣も言われたように、私たちもそのように考えておりますという、核の使用する国はいかなる国であらうとも、これは人類と文明に対する犯罪とみなすべきであるということであるならば、これは使用を禁止するという条約を明確に日本政府は提起すべきだ。それを裏切るならば、それは裏切ったとして問題がより明確になるわけですから、その点で、日本政府がいままでこの核の使用禁止の問題が一九六一年の国連で取り上げられて以来、先ほど言いましたように、たとえば十八国連総会あるいは二十一年国連総会あるいは二十二国連総会等々がやられてきておりますが、会議を開いて核兵器使用禁止条約の問題について積極的に議論すべきであるという問題が提起されているけれども、それについては日本政府はいままでどういう態度をとってまいりましたか、国連のその決議に對して。

○政府委員(大川美雄君) 先ほどの一番最初の六年の決議のときは全体に賛成いたしましたして、第二項には棄権した。それ以後の数回の総会で不使用決議案が出ましたときには、棄権いたしております。

○立木洋君 だから、核兵器の使用を禁止すべきであるという問題を討議すべきであるということにすら日本政府は賛成をしないで、すべて棄権をしてきたという理由はいかがでしょうか、どういう理由でしょうか。

先ほどの大臣のお話で言えば、使うということに犯罪にやっぱりなるんだと、そういう考え方には賛成できると言われたし、日本の国が唯一の被爆国であるならば、広島や長崎を再び繰り返すべきではないというもう全國民的な世論ですよ。それにいかかわらず、使用を禁止すべきだという討議にすら日本政府は賛成しないで、大多数の国が賛成している中でも日本政府は棄権をしたというのはどういう理由でしょうか。

○國務大臣(園田直君) 先ほどから申し上げておりますとおり、日本の政府の方針は、核使用禁

止については、反対をしたその方針は一貫をしております。そこで、それをやるために、これを討論する会議を開催することが大事なのか、それともその目的に向かつて一つずつ実績を積み上げていった方が大事なのか。しかし、その会議を開催するということに反対をしては、使用禁止に賛成した態度が一貫性を欠く、何だかあいまいになつてくる、そこで棄権と、こういうことになつておるわけでありませう。

○立木洋君 いや、大臣のいまのお話はやっぱりつじつまが合わないですよ。一步一步どうやって核をなくしていくんですか。やっぱり国連というすべての国が参加している場で議論される、やっぱり使用を禁止すべきだという問題も含めて議論する、そういう場を積み重ねていつて初めてそれが実現できるわけで、そういう会議を開くことには棄権をして、どこで一步一步やっていくのかという問題になつてくる。

ですから、日本政府は、本当に核の使用についてはいついかなる場合でも使用を禁止すべきだという立場に完全に立脚しておられるのか、あるいは、核を使用するということにはわれわれは反対だけれども、しかし、場合によっては使うということもやむを得ないというふうにお考えになつてゐるのか、その点はいかがでしょうか、大臣。

○政府委員(大川美雄君) 日本國民の悲願とでも申しますが、究極的な願望としては、この地球上から核兵器がなくなることをわれわれ日本政府として、あるいは日本國民として望んでゐることは間違いないと思います。ただ、同時に、核の抑止力に基づく地域的な安全保障取決めが現実にあるわけではございません。それによつてまた國際平和が保たれてゐるという情勢でございます。今日は遺憾ながらと申しませうか、依然としてそういう状態である。そういう現実の世界においては、将来の目標はもちろんそのまま維持するといはしても、当面は、この核不使用という問題は現実性がないではないか、こういうふうにお考えのわけでございます。

○立木洋君 結局、いかなる場合でも核の使用は犯罪であるという明確な立場に立つならば、やはりこの核の使用を禁止するということは、日本國民の悲願を日本政府としてははっきりとその立場を貫くべきである。

大川さんが言われたその後のしかしという部分やっぱりくせものだと思うんですよ。場合によつてはそういうこともあり得る。だから、いままでの宮澤さんの場合もそうですし、いろいろな外務大臣に何回かお尋ねしましたけれども、いわゆるアメリカの核先制使用発言等々がシュレジンジャー等々ありましたよね、七五年あたりから。だから、あれは理解し得るという御答弁でした。よ、あの問題に關しては、使われてはやはり困るけれども、ああいうふうには述べるとは理は解し得る。つまり日本の政府というのはアメリカの核のかさに入つておつて、アメリカが一切核は使ひませんと言つておつて、これは核のかさに入つてゐることが効果なくなるわけでしょう、大臣。結局、核で場合によつてはおどかしてももらいたいわけだ。場合によつては核を使ひますぞと言つてもらいたいわけですよ、核のかさに入つてゐるんだから。これは明確に両立しないんじゃないですか。

一方では日本國民の悲願を代表する日本政府として核の使用を明確に禁止すべきだということが言えない原因は、アメリカの核のかさに入つてゐるからだ。だから、結局、時間がないからもう言つてしまひますけれども、現実には核投下訓練を神繩でやられてゐるわけですよ。あの核投下訓練というのは、あれはもちろん模擬爆弾ですけれども、しかし現実には核を使うということを想定した訓練がやられて、日本政府もそれを認めておるといふことは、核の使用に事実上全面的に反対するといふ立場に立脚していない。これが日米安保条約によるいわゆる核のかさに入つてゐる日本政府の國民の利益を代表し得ない根本的な私は矛盾点になつてゐる。それは保証がないからだとかいろいろ言われるけれども、私は基本はそこにあるだ

ろう。その矛盾点を解決しなければならぬといふふうには考えますが、大臣、今度は大川さんではなくて、大臣にひととお願ひします。

○國務大臣(園田直君) 核の使用にはあくまで反対いたしますが、そのために、まず核兵器の生産、貯蔵の削減に伴う有効な國際管理、こういうことから具體的措置によつて逐次裏づけていく、こういう考え方でございませう。

○立木洋君 もう時間がありませんから、最後ですが、大臣、その製造、貯蔵、実験までは反対だと言われるわけですね、禁止すべきだといふふうな考えだ。なぜ使用をお入れにならないのかという問題があるわけですよ。製造はしないということになつてくれば、現実には核はまだ存在しているわけですよ。貯蔵も一切なくすんだと言つたら、使つてはいけないということも明確に言えるはずなんですよ。反対だと言ひながら、なぜ使用の問題だけを大臣がわざわざいまお拔かしになつたのか。

だから、私はもう時間がないから最後結論を急ぎますけれども、今度の國連軍縮特別総会というのは、大臣が先ほど言われましたように、日本の國民の悲願ですよ、核兵器を何となくしてほし。核兵器の全面禁止ということをやさき訴えられると言われるんですから、だから、この核兵器は使わんでくれ、再びあの広島や長崎みたいな事態を起こさんでくれ、これは日本國民の要求だ、どんなことがあつても使つてはならないんだ、人類の犯罪だということが國連で決議されたことを想起してくれということを私は國連特別総会では必ず日本政府として訴えていただきたい。それは大臣がおいでになるか、総理が行かれるかわかりませうけれども。

もう一つは、日本政府は非核三原則を国是としてゐるんですから、日本政府としては、つくりかた、持たせ、持ち込ませずといふ非核三原則の立場をとつておるといふことを全世界にこの國連総会を通じて明確に述べたいだいたいということをお願ひしたいんですけれども、その点について

大臣の最後の御答弁をいただきたい。
○國務大臣(園田直直) 使わないでほしい、絶対に使つてもらつては困るという悲願は必ず訴えま

す。それから、非核三原則をこの場所ですべての国に向かつて宣言すること、これは非常に貴重な御意見でございますから、十分検討いたします。

○和田春生君 きようは、いろいろ質問したいことを用意いたしておりましたけれども、委員会の運営で時間が大変限定をされました。一つは、小さいけれども、大変大きな捕鯨関係の問題、もう一つは、日中平和友好条約の締結に絡む問題、二つに焦点をしばつてお伺いしたいと思つて

んです。すでに外務大臣も御承知のように、本年の六月の最終の週からロンドンでIWC—国際捕鯨委員会の第三十回會議が開かれることになっております。しかも、その二週間前にはケンプリッジで科学委員会が開かれるわけでありまして、御承知のように、日本の捕鯨はだんだんだんだん追いつめられてまいりまして、いまや一船団の捕鯨を維持するだけという状況に來たわけですね。現在の捕鯨の状況というのにつきましても、御承知のように、これは昭和五十一年に政府自身が捕鯨の統制をやらせて、各社に分かれていたものを共同捕鯨一社にまとめ、政府からも資金的に援助をして捕鯨業を続けようとしていたわけでありまして、ところが、國際的な環境は大変厳しいわけですので、われわれの見るところ、科学的な根拠に基づくとはいへない、大変エモーショナルな、あるいは各國の國內事情も絡んだ、あんまりいい意味ではない政治的な影響、そういうもので反捕鯨的な世論がずうとつくりだされている。そうした中でこの捕鯨委員会は大変厳しい状況に直面をすると思つて

います。実は、きようの質問に直接関係ないんですが、実は、日ソ、ソ日の漁業協定の場合に、この委員会では、私は——そこに鳩山前外務大臣がいらっしゃいますけれども、私の集めている情報というものを根拠にして、結局、日本は追いつめられて、はなはだまずい結果になるのではないかと、それに対する用意ありや、あらかじめ十分事前に対処策をとらなくてはいけないではないかというのを言つたわけでございます。政府の方はいろいろ準備をしておつたやうに思つたけれども、結果を見ると、私が指摘したとおりになつてしまったんですね。だから言わんこつちやないと言つて後から言つておつたんではこれは手おくれであります。

そこで、この捕鯨の問題についても、もう余ところ三カ月ちょっとの余裕しかないわけですから、ここの六月末から開かれるIWCに臨む対策、捕鯨問題に対する日本政府の基本的な姿勢はどんなものか、これはもう水産行政の枠をはみ出で、日本の非常によく似たやうな外交課題の一つでありますから、そういう点について、ひとつ最初に園田外務大臣のお考え、決意というものを伺つておきたいと思つて

○國務大臣(園田直直) 捕鯨の問題では、いま御指摘のとおり、非常に厳しいばかりでなくて、このままほうっておくと、いまの最低船団さえもなくなるおそれがございます。しかも、よその國の世論というものは決して温かくはない。日本の方々で科学的な調査をして資料を持つていくと、それは日本の方で勝手に恣意的につくった資料じゃないかなと言はれるくらいであります。

そこで、今度の第三十回の年次會議については、最悪の場合といえども、いまの最低の一船団は確保するというところで、事前の対外折衝がきわめて大事であります。これは米國初め各國に日本の実情を理解してもらわなければならない、こういうことを考へておりました。先般、特に米國の方にも申し入れをして、わが國の捕鯨に対する立場、決意、現状というものを理解してもらつたやう

に申し入れを行い、かつ關係各國の在外大使にはこの点を十分指令をし、懸命の努力をしていただくでございます。

○和田春生君 私どもがいろいろ集めていた情報によりますと、そんなことがあつては困るのです。が、実は、日本の姿勢について、農林省、水産庁あるいは關係者は非常にいま大臣がおつちやつたやうに最低一船団の捕鯨規模は確保しなくてはならぬ、こういう姿勢を持つておられるけれども、どうも外務省並びに外交官先機關の方では、もう日本は捕鯨をあきらめたみたいな声がちらほら聞こえてくるというやうな声を耳にするんですが、そんなことはありませんか。

○國務大臣(園田直直) 私も、そういう話は承りました。そこで、念のために、そういうことがないやうに十分注意をして、この最低目的に向かつて努力するやうに指令をいたしました。

なお、また、會議前には、特別のミッション等を送つて、いま御指摘されたやうなことに對する事前工作をしたいと考えております。

○和田春生君 ぜひ、そういう線で積極的に取り組んでいただきたいと思つて

もう一つの問題は、御承知のように、IWCの非加盟國というのはいまIWCの枠外で盛んに鯨をとつておられるわけでありまして、これらの國々もやはり國際捕鯨委員会—IWCに加盟をさせるというところでないと、日本がIWCの枠を守つて國際的に協力しようという面でも國際的世論の中で努力をしましても、結局、しり抜けになつておられるわけですが、これらの非加盟國を加盟させるという面について、日本はいままでどういう外交的努力をお払いになつてきたか、その点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(園田直直) 加盟國が非加盟捕鯨國から鯨の製品を輸入するのを禁止するために、御承知のとおり、必要な措置をとるべき旨の決議がされたわけでありまして、政府は、昨年十二月に、水産庁長官の通達によつて關係業界に對して、非加盟國からの鯨製品の輸入を厳に慎むやう指導いたしましたけれども、これに加えて、近

日中に、非加盟國に對し外交チャンネルを通じてIWCに加盟するやう働きかけるやうにまいりたしております。

○和田春生君 そういう努力をやはり日本が積極的に行つたということ、むしろ加盟國の中でも、わが國が非加盟國を加盟させるという面について一番熱心に働きかけるという姿勢を保つことが國際世論対策の上におきましても、私は大変重要なことではないかと思つて

現に非加盟國の中で相当捕鯨をやつておられるのは、お隣の韓國、北朝鮮は國交がございせんが、スペインとかペルーとかソマリアという國々があるわけでありまして、ぜひそういう点についても取り組んでいただくと同時に、いま大臣が私のお伺いする前に多少触れられておりましたけれども、どうもここの六月から始まるこのIWCの會議では、日本が非加盟國からIWCの決議に反して相當の鯨肉を輸入している、六千トンを超える鯨肉を五十二年度実績で輸入してしまつた。これが非難集の中の一つ的にされるんではないかという心配が強く感じられるわけですね。

そういう点と、単に一片の通達を出した、出したけれども、通達を守られておらぬといったときには、相変わらずだんだん非加盟國から決議に反して輸入しているということになると、IWCに加盟したつたて決議したことを日本は一つも守らぬじゃないかと、そういう非難が從來の日本に對するいろいろなエモーショナルな非難に加つて、實際的な問題として不信感をあらわにした攻撃が出てくると思つて

すね。これについてどういふふうにお考えになつていますか、これは水産庁ひとつ。

○政府委員(恩田幸雄君) ただいま大臣から御説明いたしましたやうに、私どもは、水産關係の輸入商社の団体でございまして水産物輸入協會長が指導したところでございまして、私どもは、この指導通達に基づきまして、さらに嚴重な指導を行つてまいると同時に、その今後

の経過を見ながら、これらの措置のほかに、どんな措置が考えられるかについて関係の方面と十分協議しつつ検討してまいりたいと考えております。したがっていま時期を失してはならない問題でございますので、嚴重にその動きは見つつ検討も急いでやりたいと考えております。

○和田春生君 大要優等生官僚的答弁なんです、どういふ措置をとろうとしているんですか。これをほうっておいたら、去年の十二月九日に水産庁長官からい言ったような一つの指示が出てくるわけですね。しかし、どうも一向に衰える気配がないようなんですけれども、具体的にそういう国際非難を強めて、結果は日本の捕鯨業そのものの自殺行為に通ずるようなことが同じ日本の国内で行われているわけですね、とめるためにどういふ具体的な措置をお考えになっていきますか。

○政府委員(恩田幸雄君) 先ほど申し上げましたように、関係の商社が幾つかございますので、これらに対しまして特に厳しく指導をいたしておきます。そのほかに、どういふ措置がとれるか、これは法的な措置がどの辺までとれるかということも含めまして、現在、検討を行っている次第でございます。

○和田春生君 私はやはり日本が非加盟国に強力にIWCに加盟するように勧告をする、その積極的な努力を前提にして、それにもかかわらず非加盟国が加盟しないならば、あなたの国からはもう鯨肉等を輸入するということは日本としては打ち切らざるを得ないよと、そういう国際的なはっきりした態度と関連して、国内においてもそういうことをやらぬようにという行政指導を進めなくちゃいけないと思いますが、そういうことをおとりになりますか。

○政府委員(恩田幸雄君) 私どもも、加盟につきまして、従来、いろいろな海洋法会議その他国際会議を通じて、非加盟国に対しましてすぐ加盟するようにということいろいろお話をしてきたわけでございます。現在、この事態にまいりまして、さらに外務省を通じて外交ルートでも

お願いしていただくようにお願いしておる次第でございます。

○和田春生君 ぜひ、そういう努力を具体的にひとつとっていただきたいということを特に要望をいたしておきまして、次の質問に移ります。

これはもっぱら外務大臣にお伺いするんですが、日中平和友好条約の締結、いろんな問題があると思うんですが、これは本日の委員会でも同僚の委員から一部触れられておりましたけれども、時間の関係で、中ソ同盟条約と中華人民共和国と日本との平和友好条約との関係をお伺いしたいと思います。

中ソ同盟条約が日本敵視の条項を持っているということとはもう御存じのとおりでありますから、あえて触れません。で、この問題についてよくこういうことが言われておりますし、先ほど外務大臣御自身も、中ソ同盟条約をどうこうしろということはおっしゃっていただいたように思うのです。しかし、私は内政干渉にならないと思うのです。

なぜかと言え、日本と中国が平和友好条約を結ぶ。ソ連との関係は領土問題が引つかかっているから、仮にソ連とも平和条約、そういうものを結ぶ。そういう形で日本がそれぞれの国の基本的な友好関係を確立するという条約を結んでいる。

その相手方の二つの国が日本を敵国扱いをする条約を持っているというふうな、そんな妙な三角関係というものは国際的に考えて許してはならぬと思うのです。ですから、その条約が存在しているときに、やはり中国との平和友好条約を結ぼうとするならば、一体、それはどうなるのかということとは明らかにしておかなくちゃいけない。ところが、そういうことを言うのは日中条約の締結を妨害する行為であるというふうな、われわれから見ると、見当違いな声もちらほら聞こえてくるわけでありまして、そのことについても、ひとつ外務大臣としての基本的なお考え方を承っておきたいと思うのです。

○國務大臣(園田直君) 先ほど申し上げましたのは、中ソ同盟条約に対して、これを続けられるか、あるいはやめられるのか、そういうことについては私は申し上げない。ただし、日本を敵視するという敵視条項だけはやめてもらわなきゃ困るということこそソ連の方に言ったわけでありまして、この問題では、すでに日ソ共同声明、日中共同声明で両国間との国交正常化は回復をされて友好関係にあるわけでありまして、実質的には中ソの関係から見ても失われたものと判断をいたしますし、それからまた、中国側は、御承知のとおり、名存実亡であるという見解を何回か明らかにしておりますけれども、やはりおっしゃるとおり、日中友好条約の交渉においては、このような点が何らかの形で日本国民に納得されるよう、明確になるように心がけたい、こういうことを考えておりますが、具体的にどうやるかは交渉に入ってから向こうと相談をしてやりたいと思っております。

○和田春生君 交渉の身までお伺いをしようとは思っていないのですが、日中平和友好条約を共同声明に基づいて結ぶべきである、そういう前提に立って、私はこの問題は基本的に重要だということに感じておるものですから、お伺いをしていくわけなんです。

実は、事実関係について外務大臣はもう御承知だと思っておりますけれども、日中共同声明を結んだ後に、一九七五年の一月に第四期の全人代會議で中国は憲法を改正しましたですね。その憲法の中で「帝國主義、社会帝國主義の侵略政策と戦争政策に反対し、超大国の覇権主義に反対しなければならぬ。」というところをうたい込んでおるとは御存じのとおりであります。

同時に、その全人代會議の中で——これは毛沢東主席が亡くなった後でございますけれども、周恩来さんが演説をやっておられる。その中で、非常に長文のもんでございますけれども、幾つかの重要なことを言っておられるわけですね。たとえば「米ソ両超大国は現代における最大の國際的抑圧者、搾取者であり、新しい世界戦争の策源地である。」「われ

われは世界の連合できるすべての勢力と連合して、植民地主義、帝國主義、とりわけ超大国の覇権主義に反対しなければならぬ。」「第三世界は、植民地主義、帝國主義、覇権主義とたたかう主力軍である。」「こういう言葉があります。そればかりではなくて「毛沢東主席は」こう言ったという中で、全文は省略いたしますが、「ソ連修正主義裏切り者集団を中心とする現代修正主義を批判する偉大な闘争をおこし、世界のプロレタリア革命事業と各国人民の反帝國主義、反覇権主義事業のめざましい発展を促し、人類の歴史の前進を促した。」それを受けて、後の方で「われわれは必ず毛主席の遺志をうけつぎ、毛主席の革命的な外交路線と政策をひきつぎだんこととして遂行しなければならぬ。」「こういうことが言われているわけですね。

そういういたしますと、あの日中共同声明を發表したときに、当時の田中総理は、覇権主義反対という言葉がかくも明確にソ連に対決し、ソ連と闘うという意味を含んでいるということを承知の上で、そこに覇権主義反対ということを入れたのかどうか、事実関係で問題になってくると思うんです。時間もございませぬから、一問一答は避けられますけれども、結局、あのときには恐らく一般的にはお互いに覇権を求めない、覇権主義に反対をする、そういうつもりで共同声明に入れた。一般の日本国民も大方そういうふうな受け取っておった。ところが、その後の中ソ関係の発展によりまして、覇権主義反対ということとは明確にソ連を相手とする言葉としてここに登場してきている、こういう問題があるわけでありませぬ。

そういう中で、日本が中国との平和友好条約を結んでいく。確かにそういう中で現在の中ソ同盟条約は、大臣も指摘されたように、中国の要路者は名存実亡だと、名前はあるけれども実体はない、こういうふうな話していると言われるんですが、来年は、これは中ソ同盟条約を継続するか破棄するかというこの決定的な年なんです。いま続いているから名存実亡ということを一方向の当事

者が言っておる。それはそれで中国はそういうつもりでおるんでしよう。とわれわれは仮に素直に理解いたしまし、もし仮に来年廃棄をせざるに、さらにこの条約が続けられるというように、またぞろ今度はこういう形から中ソ関係というのが変わって、なるという形になりますと、この中国の覇権反対、日中の平和友好条約、その中で中ソ同盟条約の有効期間が延長されるという問題が絡んできたときに、一体、日本はどういう立場に立つか、これはなかなか容易ならざる事態が国際間で出てくると思うんですね。その点に対して確たるお見通しはあるんですか。

○国務大臣(園田直君) いまの問題は覇権の問題とも絡んでくるわけでありまして、覇権反対ということは日本国憲法の精神であり、国連憲章にも書いてあるとおりでございます。ソ連の方も中国の方もそれぞれ覇権反対を言っているわけでありまして、したがって覇権の問題については私は日中共同声明の立場をとってやるつもりであります。

なお、いまの中ソ同盟については、先ほど申し上げましたとおり、実体を失ったということで日中条約締結に支障にはならぬと思っておりますけれども、やはり交渉を進める際には、この点について日本の国民がわかるような明確な形で何らかの意思表示をしなければならぬと考えております。

なお、この覇権の問題は、先ほど申し上げましたように、日中共同声明の立場をとるわけでありまして、ただ、違ふところは、ソ連に対する外交方針というものは中国と日本は明確に違ふわけでありまして、その点は私は主張するつもりであります。これをどのように表現するかは交渉の内容の問題でございますから、御勘弁を願いたいと思ひます。

○和田春生君 覇権反対の問題をどう処理するかという処理の方法についてきょう問題にしようとは思っていないのです。これについては私なりの考え方を述べているわけですね。

いま私がいろいろ引用したのは、日中共同声明

を出したときにわれわれが理解をしておいた、また調印をされた当時の総理が理解しておいたことと、覇権反対ということに対して意味が違つたような形に持つてきたというのは、いま事実関係を指摘いたしましたように、もっぱら中華人民共和國の側の事情によるわけでしょう。われわれが変えたと云つたわけじゃないんです。その後には覇権主義反対というものは明確に反ソを意味するというふうな立場を明確にしている。最近においても中国の当路者は覇権主義反対が反ソを意味するという中国の基本的立場は変えるわけにはいかぬということも言明しているという事実もあるわけですね。そういう中で、日本が幾らおれたちはそうではないんだということを言つて結んでおいても、それはある意味でいくと、中国と手を結んでソ連に反対をする、対決をするんだという意味合いをソ連の側がとる、こういう形になる。それはソ連側がそういうふうな受け取ったからけしかるとか、けしかるぬとか言えないと思うのですね。

そこで、今度は、そういう形ができるにもかかわらず、ある程度結んでおいた。そして日本についての敵視条項を含んでいる中ソ同盟条約が自身を変えずに延長されたら、どうなるんだと言ふんです。まるで踏んだりけつたりみたいなことになるじゃないですかと言ふんです。その辺に對して、どういふ交渉をするかということはお聞きしようと思ひますが、間違ひがないと、まかり間違つてもそういう妙な形にはならぬと、一方では中国と一緒にソ連を敵視するような態度をとりながら、向こうはソ連との間で日本敵視の条約をさらに効力を延長する、そんなことにはならないと、そういうことについての確たる見通しと自信が、おありなんでしょうかと言ふことを伺つてゐるんです。

○国務大臣(園田直君) 中ソ同盟条約については、先ほどから申し上げるとおり、交渉の経過において何らかの形でそれは明確にしたいと考えております。

なお、この、ソ連に対する中国と日本の態度は、

中国の態度は反ソであります。日本は反ソじゃありません。したがって、これはどのように話し合つていくかということは今後の残る問題で、微妙な問題でありますから、その点だけはっきりさせていただいて、あとは御勘弁を願ひたいと思ひます。

○和田春生君 時間もまいりましたので、これ以上この問題はこの席では取り上げないことにしたいと思います。日中平和友好条約を結ぶということとは、それは従来のいきさつから見て結構だと思ひますし、最近、福田内閣が非常に熱意を持って取り組んでおられるということも国会の質疑、その他で承知をいたしております。

私は、この問題は、条約の一方の当事者が中ソ同盟条約について名存実亡だからと言つたから、ないに等しいというふうな考え方をしてはならぬと思ひます。特に、平和条約というのは、共同声明と違つて、それぞれの国の恒久的な関係を基本的な定める重要な条約でありますから、その一方で、名存実亡かどうか知らぬけれども、その片方の当事者を敵視する条約が別の国との間に存在をさせている、こういうことがあつては非常に困るわけですね。その懸念を強く抱いてゐるものから、その辺に間違ひがないように適切に対処されることを希望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) よくわかりました。

○田英夫君 私は、園田外務大臣に質問させていたくのは実は初めてであります。歴代の外務大臣にそうした最初の質問の折に外交の基本的なお考えを伺つてきたという経緯もありました。

また、事実、自由民主党政府の外務大臣であられるわけですが、大変失礼ですが、外務大臣によつて外交の姿勢がかなり違つていたということとは私は事実だろふと思ふんです。お名前を挙げては失礼ですが、たとえば朝鮮問題について木村元外務大臣と宮澤元外務大臣の間に大きな違いがあつたということは、これはもう世の中の人々が皆知つてゐることです。そのことは

決して軽視できない問題だと思ひます。日本の国際社会の中での進路を操る役目でありまして、その外務大臣のお考えが揺れ動くということは大変問題だらうと思ひます。そのことが実は大變國民の皆さんの関心にあると思ひますので、これは別に踏み絵を踏んでいただくというつもりはありませんが、幾つかの問題をとらえて、そういう立場からひとつ質問をさせていただきたいと思ひます。

一つは、こんなことは大臣に質問するのは大変失礼なんですけれども、昨年、あるマスコミが、多分全国会議員に出したんだろうと思ひますが、何といひますか意見を聞くような調査をいたしました。その中に、日本の外交上最も大切な国はどこだと思ひますかという一項がありました。私は何と書いたか自分では忘れましたが、その結果が発表になりましたときに、自由民主党の方はほとんどがアメリカであるというふうにお書きになつたということが発表された、それは覚えております。これは外務大臣にこういうことをお聞きするというのは大変失礼なんですけれども、園田外務大臣はこういう質問があつた場合に、どういふふうにお答えになりますか。

○国務大臣(園田直君) 私は、どこの国とも友好信義を深めていくというのが日本の外交方針でありますけれども、日本の外交の一番大事のところは、やはりASEAN、ビルマその他を含む隣国、中国、ソ連、こういう隣国との問題が一番大事であつて、隣国との友好関係がうまくいって初めて初めて日米基軸という問題がうまくいくと考えております。

○田英夫君 そこで、実は、そういうお答えが返つてくることは大変私も歓迎をするわけです。つまり、実を申し上げますと、アメリカであるとお答えになつた方々の頭の中には、依然として世界は冷戦構造であるというふうなお考えが頭を占めてゐるんじゃないだろうか。確かに吉田さんがサンフランシスコ平和条約を締結をされるあの決断をされたときには、世界は冷戦構造、東西対立

でありました。自由主義陣営を選ぶか社会主義陣営を選ぶかという選択の中で、ああいふ決定をされた。その決定の結果は私は問題があるとしても、それは一つの勇氣ある決定であつたし、選択はその二つしかなかった。しかし、現在はそのやうなはずなんです。いまそのことを大臣は言われたわけでありまして、したがってその論法からすると、日米安保条約というものを中心にして、軍事的に、政治的に、経済的にアメリカとの関係を最も重視するという考え方は、すでにこれは冷戦構造の頭の中から出てくる考え方なんだ、こういうことで、きょう一日じゅう各委員の皆さんが質問をされた日中の問題、日ソの問題、アメリカの問題、アジアの問題というようになっているけれども、そうしたことがにじみ出ていると思うわけです。

この国際情勢についての認識というものを、私は、非常に重要視しなければならぬ。いまは冷戦構造ではないんだということですね。しかも、日本は経済的に非常にすぐれた工業生産力を持っているにもかかわらず、そのための資源もエネルギーも皆無に等しいということになれば、いま大臣が言われたように、第三世界といいますが、中国を含めた、そうした資源エネルギーを供給する国との関係を最も円滑に友好的にすることこそが、いまの時代の日本の外交の基本ではないかということを実は申し上げたいと思つていたところ、大臣の答えが返つてきたわけでありまして、そこで、そういう立場から幾つかの問題を取り上げてみたいと思つていますが、まず、一番近い朝鮮半島の問題でありますけれども、大臣は、これは本来一つであるべきなのか、現在のように分断された状態であつてもいいと思つておられるのか、その点はいかがでしょう。

○田英夫君 結論は、当然、そうなるんでありますけれども、実は、従来、自民党政府のおやりになつてきた朝鮮半島に対する外交政策というものは、その大きな終着の方向に向かって果たして進められていたかどうかということについて大変疑問を感じるわけでありまして、北との関係については、むしろ最近アメリカの方で非常に大きな変化を示し始めているのではないだろうか。昨年九月に、ワシントンで日米議員会議がありまして私も出席いたしました。その冒頭に、マクガバン上院議員が北との接触、みずからの訪問を含めて、そういう意味の演説をしたのは御存じだろと思ひますけれども、そういう一つの積極的な姿勢を、これは議会でありまして、けれども、とり始めています。アメリカ政府自体も、ここ数年の間に、韓国に対する政策は明らかに一つ大きな転換をし、カーター大統領になつてからは、それが非常に表に出てきていることも御存じのとおりであります。

そこで、大変具体的な問題にいきなり入るんですけれども、先日、金大中さんの釈放というニュースが世界を駆けめぐつたわけでありまして、これについては、外務省としては、事前にある程度の情報はとつておられたんでしょ。○政府委員(中江要介君) 具体的にいつどういう形でということではなくて、一般的に朴政権の人権にかかわる政策が緩和の方向に向かつていくんではないかということとは、昨年の暮れぐらいから一つの流れとして感じられていたということは事実でございますけれども、金大中氏自身については、何らかの動きがあるかどうかという点については確たる情報はつかんでおりませんでした。

○田英夫君 たしか今月七日だと思ひますが、このニュースが出ましたのが、そのニュースが出た直後に、金大中さんに最も近い筋が、御本人は現在病院ですが、収監されているに等しい状態ですけれども、金大中さんの側の状況を知り得る範囲の中で調べたところでは、御本人も事前に知つていた、そういう情報を知らされていたという話があります。

現に、金大中さん以外には、いわゆる民主救国宣言のために投獄されていた人は全員いまは釈放されているわけですが、金大中氏が釈放をされるというやうな事態になつてきたということ、外務省としては、どういふふうな受けとめられておりますか。

○政府委員(中江要介君) 政府としていつてお尋ねになりますと、これは全く韓国の主権に属する事項でございますので、ある一つの事件について拘束された人々をどう扱うかというものは全くその国の主権の問題でございますので、何とも論評すべきでないというふうな受けとめるべきだと思います。

○田英夫君 実は、この問題は、過去もう五年近く中江さんともいろいろやりとりをしてきた問題ですけれども、ここで、昨年の四月に、衆議院の外務委員会、中江局長が、あるいはその前に鳩山前外務大臣がまず答えておられるんですが、西ドイツの事件と金大中事件の対比を社会党の井上成委員が質問したのに対して、西ドイツの場合には犯人を逮捕している、西ドイツ自身が、それで解決に向かつたんだけれども、日本の場合は犯人逮捕に至らなかった。これが非常に大きな違いで、日本の場合は、要するに事件の解決ということにはならぬ、いわゆる政治的解決ということになつたんだという意味の答弁をしておられる。ここにいま速記録があるんですが、これはそのとおりですね。

○政府委員(中江要介君) そのとおりでございます。○田英夫君 そうなりますと、ここで一つ非常に問題なのは、私もこれ何回もこの席で取り上げていふんですが、繰り返すことになるんですが、日本はこの犯人を逮捕できなかったんじゃないかと、政治的に逮捕をしなかつたんだと、こう言わざるを得ないと思ふんです。

警察庁のおいでになつていふと思ひますが、金東雲という人物が、八月八日に事件が起つた直後の九月五日に容疑者として警察当局から発表されたわけですね。しかし、このときは外交官の特権を盾にして出頭をいたしませんでした。で結果的には韓国へ戻つてしまひまして、その後、政治的

解決という中で、官澤外務大臣のとき、つまり三木内閣のときに、韓国側は、これは犯人とは断定できないということにしまつた、簡単に言へばこういう経過だと思ひます。

一九七三年、つまり事件が起つてから九つの月十八日の外務委員会、私の質問に対して、当時の警察庁の中島参事官は、金東雲の指紋は肉眼で鑑定できる、絶対に間違いないものである、という答弁をされているわけですが、もう一つの意味は、この証拠一つで逮捕状を請求し、逮捕できるということだと受け取つていいんじゃないでしょうか。

○説明員(城内康光君) お答えいたします。先生も御承知のように、指紋というものは終生不変、万人不同でございます。そういう指紋があつたということはきわめて有力な証拠であるというふうな考えです。それに加へまして、本件の場合には、エレベーター内での目撃者などがございます。いまして、そういう状況というものがあつたので、これは逮捕しようと思ひ、本人が日本国内にいますというやうな場合だったら、明らかに令状も恐らく発付されるであらうというふうな考えしております。

○田英夫君 いま改めて、事件が起つてからもう数年たつてそういうお答えが出てきているわけですね。大臣、このことなんですけれども、中江さんのおしやつたことは間違ひではないんですが、実は、逮捕できるにもかかわらず、逮捕しなかつたという政治的な事情があつた、こう考えざるを得ないんです。この問題はもう国民の皆さんの間にいまだに非常にやまやまとした問題として残つていふ。これは日本と韓国の友好関係ということからしてきわめて遺憾なことだ、こう言わざるを得ないんですが、いま改めてまだ金大中さんの釈放ということが大きく新聞の一面に載るやうな問題なんですよ。そういうことを背景にして、大臣、このことをどういふふうにお感じになつてい

るというやうな事態になつてきたということ、外務省としては、どういふふうな受けとめられておりますか。

○政府委員(中江要介君) 政府としていつてお尋ねになりますと、これは全く韓国の主権に属する事項でございますので、ある一つの事件について拘束された人々をどう扱うかというものは全くその国の主権の問題でございますので、何とも論評すべきでないというふうな受けとめるべきだと思います。

○田英夫君 実は、この問題は、過去もう五年近く中江さんともいろいろやりとりをしてきた問題ですけれども、ここで、昨年の四月に、衆議院の外務委員会、中江局長が、あるいはその前に鳩山前外務大臣がまず答えておられるんですが、西ドイツの事件と金大中事件の対比を社会党の井上成委員が質問したのに対して、西ドイツの場合には犯人を逮捕している、西ドイツ自身が、それで解決に向かつたんだけれども、日本の場合は犯人逮捕に至らなかった。これが非常に大きな違いで、日本の場合は、要するに事件の解決ということにはならぬ、いわゆる政治的解決ということになつたんだという意味の答弁をしておられる。ここにいま速記録があるんですが、これはそのとおりですね。

○政府委員(中江要介君) そのとおりでございます。○田英夫君 そうなりますと、ここで一つ非常に問題なのは、私もこれ何回もこの席で取り上げていふんですが、繰り返すことになるんですが、日本はこの犯人を逮捕できなかったんじゃないかと、政治的に逮捕をしなかつたんだと、こう言わざるを得ないと思ふんです。

警察庁のおいでになつていふと思ひますが、金東雲という人物が、八月八日に事件が起つた直後の九月五日に容疑者として警察当局から発表されたわけですね。しかし、このときは外交官の特権を盾にして出頭をいたしませんでした。で結果的には韓国へ戻つてしまひまして、その後、政治的

ますか。

○國務大臣(園田直君) いまの逮捕できるものを逆に逮捕しなかつた、こういうことでございませうが、これは事実問題を知りませんし、私の発言する立場じゃございませんので、私からは答弁を御遠慮したいと思ひます。

○田英夫君 これはそういうことでは済まないことだと思ひますよ。これは、前官房長官でもあり、外務大臣であると同時に國務大臣である日本の政府の責任者として、どうして金大中さんの釈放ということがいまだにあれだけ大きなマスコミのニュースになるかというこの感覚を持っていたのかないか——私は、朴政権に対しては、個人的には現在の状況に対して非常に遺憾な状態だと思つて一人ですけれども、しかし、日本と韓国の関係というものはきわめて友好的でなければならぬと非常に強く思つてゐるわけですよ。だからこそ、このことを申し上げてきたんです。

話を交えますけれども、先ほどから伺つていても、きょう一日伺つていても、秦野さんのお言葉にもありましたけれども、やはり日本の外交というのは平和を守ることと、民主主義といひますか、特に人権を守ることが非常に大きな基本になつていなければならぬし、また、なつてゐるはずだと思ふんですね。ですから、そういう意味からも、それから冒頭お聞きしたようにどこを一番重点にするのかという、これに対してまさに韓国も当然入るわけですから、近隣のアジア諸国を最も重視しなければならぬという言葉が返つてきた。だからこそこういうことを申し上げてゐるし、さらに時間がありましたら朝鮮の統一の問題などはもっと突き詰めて伺ひたいところでありませうけれども、そういう平和と人権という立場からすると、もう一つどうしても伺つておかなければならないのは、きょうの午前中の外務省の御説明にも出てまいりましたけれども、国際人権規約というものを今国会に提出するかどうかというところがペンディングの方の項目に書かれてゐるわけですよ。こういうことであつていいのかどう

うか。

いまや先進国で——という言い方がいかどうかわかりませんが、先進国としては、この条約を批准してないのは日本だけ、こういう状況になつてゐるのは御存じのとおりであります。一体、何が問題なのか。新聞報道は大分出ておりますけれども、政府としてはもう当然これは結めを終わておられるに違ひないと思ふんですけれども、関係各省の中でおいでいただいているところは、順次、法務省などからひとつ問題点の現状を答えていただきたいと思います。

○説明員(梅田昌博君) 法務省といたしましては、この国際人権規約、A、Bというふうに申し上げてよろしうございませうか、この二つの規約で幾つか法務省に係る事項がございませうけれども、これまで慎重に検討をいたしてきた結果、いずれも特段の問題点はないということになつております。

○田英夫君 時間が余りないようですから、私の方から申し上げますけれども、政府は、例のA規約の方では、三つの点で留保するといふことが言われております。一つは労働者の公休日に対する報酬の問題、それからいわゆるスト権、同盟罷業に対する権利の問題、第八条ですね。それから中等教育の無償化の問題、これは留保するといふことになると、どういふ状況を生むことになるわけですか、批准してから。

まず、伺ひたいのは、この三つを留保するといふ方針は間違ひないですね。

○政府委員(大川美雄君) 報道されてゐるような幾つかの点が問題になつてゐることは確かでございますけれども、最終的にどの条文をどういふふうにするかという、その決定はまだいたしておりません。

められたように、国内法は改めなければならぬといふ点については変わりはないと思ふんですね。その常識で言つて、国際条約の、そういう場合には、時限はどのくらいになるかということですが、大体、どのくらいの限度でやればいいのかということですが、

○政府委員(大森誠一君) 御質問の趣旨は、留保を付す際の期限、それとも付した場合……

○田英夫君 付した場合です。しかし、やはり関係国内法は漸進的にはこの条約の方向に向かつて改めなければならぬと思ふのです。その改めなければならぬというのが国際的な常識としてあるだろうと思ふのです、そのことです。

○政府委員(大森誠一君) 私の理解いたしてありますところは、A規約については漸進的な実現を図つていくという義務を負う、こういうことになつてゐるわけでございます。したがひまして、現在の考え方としては、留保を付すといふ場合には、現在の状況から予見し得る将来を見ました場合に、それを漸進的にも実現していくことがいろいろの面で困難であるといふ場合に留保を付すると、こういうことにならうかと思ひます。

それでは留保を付さない場合にはどうかと、その期限につきましては、必ずしも明確な何年といつたようなことは人権規約上規定されてゐないわけでございます。

○國務大臣(園田直君) ちょっと私からお願ひがございませうが、人権批准の問題は、私としては、曲がりなりにも今国会に何とかして提出したいといふことで、もう当初から外交演説にも入りたいと思ふぐらゐにやつておたわけでありませうが、まだ問題あります、各省の意見は大體調整されたかどうで、いま与野の理解を求めめる微妙な段階にあるわけでありまして、それも日にちがもうここ一週間程度とか片をつけないと今国会提出が危なくなる、こういう時期でございませうので、どうかよろしく——。

○田英夫君 大変微妙な御発言がありましたので、私もよくわかりますから協力をさせていただきますが、一つだけ確認しておきたいのは、たとえばいま申し上げた留保の三つの問題以外に、従来からこれは留保のない、漸進的ではない方のB規約の方で、私なんか読むと、たとえば同和問題、一切の差別があつてはならないといふような問題があると思ひます。あるいは内外人平等の原則といふことがこの条約の全体を貫いてゐると思ふんです。そうすると、在日朝鮮人、韓国人の問題、これは福祉だと教育だとかいふところに現在差別があるといふ状況は否めないと思ふんですけれども、こういう点について先ほど法務省は問題ないといふ御答弁でしたけれども、一切この点は懸念はないわけですか。

○政府委員(大川美雄君) 何しろ非常に広範な事項にわたる膨大な条約二本でございませうので、もちろんいろいろ問題があつたわけでございます。まして、それがだんだんだんだん煮詰まつてきてゐる状況でございませう。

いまおっしゃつたような問題ももちろんいろいろの場で討議されてまいりました。それが最終的にどういふことになつてゐるかという点については、いまの状況を申し上げることは、できれば御遠慮さしていただきたいと思います。

○國務大臣(園田直君) いまおっしゃいました中で、私が特にこの批准を早くやりたいといふのは、どんどんどんどん批准する国が増えて日本だけがおくれたいという意味ではなくて、やはり日本の外交が本當に国際的な舞台に入つていくためには、日本の国内で人種差別があつてはこれはもう日本人が孤立をしていく。やつぱり日本人自体が国際化されていかなきゃならぬといふことで、内外人の区別を何とかしたい。いまベトナム難民の問題で不当な非難を受けてゐるのも原因はやつぱりここにあるわけでございます。

なおまた、同和問題もそのとおりでございませうが、御承知のとおり、この問題はよつてきたる広範な問題にいろいろ年金とかやれ何とかに及んで

くるわけであり。でございますから、その点は、鋭意、いまの御意見は十分私どもも思う意見でありますから努力をしておりますので、御了解を願いたいと思ひます。

○田英夫君 最後に、いま大臣も一週間という時間まで挙げられてのお話ですから大変結構なことだと思ひますし、ひとつ与党の中も円満にこの点は理解をさせていただいて、これは日本のためですから、いまおっしゃったとおりなことなんで、ぜひ今国会に提出をしていただいたときに、改めてまたいろいろ質問をするということ、きょうは終わりたいと思ひます。

○委員長(安孫子藤吉君) 本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後六時三十分散会

一月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、金大中事件の真の解決に関する請願(第七六号)

一、金大中氏の原状回復決議に関する請願(第一九九号)(第二〇〇号)

第七六号 昭和五十二年十二月二十一日受理

金大中事件の真の解決に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五横浜市従業員労働組合内 中島利重外千六百五十二名

紹介議員 竹田 四郎君

一、金大中氏の原状回復を要求する決議をする

二、金大中事件調査小委員会を設置し、事件の背景と真相、「政治的収拾」にからまる疑惑をくまなく解明すること。

理由

韓国前大統領候補金大中氏が東京のホテルから白昼拉致されたのは、四年前の千九百七十二年八月八日で、この事件は、当初から韓国中央情報部(KCIA)の犯行であると信じられていたが、最

近の証言や調査によつて、そのことはますます動かし難く明白になった。しかしながら、こここにいたつても、福田内閣は、日韓ゆ着の維持のため、ほかかむりを続けようとしている。私たちは、いまこそ、全国民の力で金大中事件の根本解決を求め、不正腐敗がまかり通つてきた日韓関係をただしていきたいと思います。

第一九九号 昭和五十二年十二月二十六日受理

金大中氏の原状回復決議に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡神埼町田道ケ里一本松 松隈一馬外千二十六名

紹介議員 立木 洋君

金大中氏の原状回復を要求する決議を行われた

理由

韓国前大統領候補、金大中氏が東京のホテルから白昼拉致されたのは、四年前の千九百七十二年八月八日で、この事件は、当初から韓国中央情報部(KCIA)の犯行であると信じられていたが、最近の証言や調査によつて、そのことはますます動かし難く明白になった。しかしながら、こここに至つても、福田内閣は、日韓ゆ着の維持のため、ほかかむりを続けようとしている。私たちは、いまこそ全国民の力で金大中事件の根本解決を求め、不正腐敗がまかり通つてきた日韓関係をただして行きたいと思う。

第二〇〇号 昭和五十二年十二月二十六日受理

金大中氏の原状回復決議に関する請願

請願者 岡山県浅口郡金光町占見新田二、五三三 久戸頼邦夫外千七十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一の一 大使館の表アフリカの項中「在ケニア日本国大使館」を「在ケニア日本国大使館」に改める。

「ナイロビ」を「在ケニア日本国大使館」に改める。

「に、」在シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項中「在ケニア日本国大使館」を「在ケニア日本国大使館」に改める。

「ナイロビ」を「在ケニア日本国大使館」に改める。

「に、」在シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

シエラ・レオネ日本国大使館「シエラ・レオネ」フリータウン「に、」在

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国際協力事業団法の一部を改正する法律案

国際協力事業団法の一部を改正する法律案

国際協力事業団法の一部を改正する法律

国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「技術協力の実施」の下に「並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進」を加える。

第二十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによつて行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

第四十三条第一項第二号中「第二号」を「から第二号まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この法律による改正後の国際協力事業団法（以下「新法」という。）第二十一条第一項第一号の二に規定する業務に係る最初の業務実施方針については、新法第二十三条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「国際協力事業団法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

昭和五十三年三月一日印刷

昭和五十三年三月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局